

議 長	副議長	局 長	次 長	調 査 係 長	調査係

建設常任委員会会議録（14年1定）			
日 時	平成14年3月15日（金）	開 議	午後1時00分
		散 会	午後5時24分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	古沢副委員長・松本（光）・松本（聖）・久末・八田・武井・高橋・各委員		
説 明 員	水道局長、土木部長、建築都市部長、用地対策室長、市街地活性化対策室長、下水道事業所 その他関係次長、課長、所長、及び主幹 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書記			

○副委員長

ただいまから会議を開きます。

副委員長の古沢でございます。

本日は、新野委員長が不在のために、市議会委員会条例第10条第1項により、副委員長の私が委員長の職務を行います。よろしくお願いします。

本日の会議録署名委員に松本聖委員、久末委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

理事者から報告がありますので、順次、説明願います。

「オタモイ団地再生計画及び同地区の環境整備について」。

○（建都）住宅課長

それでは、オタモイ団地再生計画及び同地区の環境整備について、資料に基づいてご説明申し上げます。

オタモイ団地の現状についてですが、昭和40年代前半に建設され、浴室、水洗トイレが未設置で、老朽化が著しい状況となっております。

平屋建てが中心で、管理戸数は、市営、道営を合わせて 787戸で、入居世帯数は、市営が 415、道営が46となっております。

団地敷地全体は16.1ヘクタールで、約6割の 9.3ヘクタールが民有地となっております。

公共賃貸住宅再生マスタープランでは、市営及び道営の一部を用途廃止することとし、市営住宅A、B、D、E、F団地敷地内に、3階建て、396戸を建設し、平成14年度にA団地から順次建替えを進める計画としておりました。

また、この中で、入居者の一部は地区外移転として、勝納住宅への住替えの誘導を図ることとしておりました。

オタモイ団地再生計画の考え方といたしましては、入居者の生活利便性や維持管理の効率化などの点から、団地の集約化を図るとともに、土地の有効活用、建設コスト縮減の観点から、土地の高度利用を図り、また、立地場所についても、将来のことを考えた場合、地形や道路形態など、入居者の高齢化などに配慮する必要があるとの判断から、A団地の建替えを変更し、用途廃止とし、A団地とB団地の入居者をD団地側に集約化することとし、B、D、E、F団地に建設する建物は、3階建てから5階建てとして計画してまいりたいと考えております。

なお、同団地が現地建替えとなることから、A、B、C団地入居者の一部を、それぞれ、勝納住宅1号棟、2号棟に地区外移転誘導のため、入居者説明会を行い、移転の意向調査を進めているところでございます。

また、同地区の団地の集約化に伴い、道営と市営の混在を解消するため、道営から市営への事業主体変更を行うための協議を進めていくこととしております。

次に、オタモイ地区の環境整備についてであります。先に述べたように、市営住宅の建替え計画、オタモイ線沿線の現在ある商業施設等の生活利便施設の充実、公営住宅跡地や未利用地の有効活用など、総合的な観点から、現在の第1種低層住居専用地域は第1種中高層住居専用地域に、旧国道側の第1種中高層住居専用地域は第1種住居地域に変更し、現状の住環境を維持するため、地区計画制度を活用するよう、都市計画用途地域の見直しをしてまいりたいと考えております。

また、団地内における下水道整備、公園・緑地、集会施設の整備なども、建替えにあわせて順次整備を進めていきたいと考えてございます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、平成14年度から15年度にかけ、調査費、基本設計、用地取得、実施設計を行い、本体建設期間を平成16年度から19年度で、2棟、105戸を計画しており、平成16年度には、都市計画用途地域の変更を行いたいと考えております。

2枚目をお開き願いたいと思います。

1の再生方針の変更についてであります。各団地ごとの現管理戸数と現入居者世帯数のほか、当初計画と変更計画のそれぞれの再生方針、再生戸数と、その比較、戸数の差を表で示してございます。太枠の部分が、現在、国の承認を受けているところですが、当初のA、B団地の再生戸数150戸に対して、変更で105戸としております。

A、B団地以外の建替え予定につきましては、まだ国の承認を得ておりませんが、今後の計画としましては、当初の全体戸数396戸を400戸として、全体の管理戸数は維持していきたいと考えております。

2の再生マスタープランの実施計画期間、平成10年度から20年度内での事業内容の比較表であります。年次ごとの事業年度期間について、当初計画と太枠の変更計画を示しておりますが、変更計画では、B団地敷地に、16年度から17年度にかけ1号棟55戸、18年度から19年度にかけ2号棟50戸をそれぞれ建設するものです。

次に、A3判の図でございすけれども、現在のオタモイ団地の再生団地計画の再生後の住棟配置を示してございます。

赤線で囲まれていますのが、集約する再生区域でございす。紫の線で囲まれていますのは、今後に向けまして用途廃止を予定している現団地でございす。

敷地の関係ですが、緑色の箇所は市有地、赤い色は道有地、それ以外が民地で借地となっております。

また、現状の市営と道営の配置であります。赤い色と黄色の区域に道営が建っており、それ以外の区域が市営の団地となっております。

以上、簡単でございすが、報告にかえさせていただきます。

○副委員長

それでは、「高齢者・若年者向け住宅施策について」。

○（建都）小紙主幹

平成14年度から実施を予定しております二つの住宅施策の概要についてご報告させていただきます。

一つ目は、高齢者の方の住宅施策である、高齢者向け優良賃貸住宅制度についてであります。

この制度は、平成13年度に、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が施行され、この法律の中の一つのメニューとして高齢者向け優良賃貸住宅制度が位置づけられたことにより、高齢化の進む本市といたしましても、国と北海道と連携しながら、高齢者向けの住宅建設促進を図るために実施するものであります。

制度の概要についてであります。民間の所有者等による高齢者向け優良賃貸住宅の建設に、建設費の一部を補助することなどにより、高齢者世帯向けの賃貸住宅の建設促進を図り、また、障害者住宅への入居者に家賃補助を行うことにより、高齢者の安全で安定した居住の確保を図るものであります。

建設対象地域といたしましては、市街化区域のうち、交通利便性、生活利便性の高い近隣商業・商業地域内及びそれらの地域からおおむね150メートル以内の地域を基本に考えているところであります。

二つ目の施策といたしまして、若年者向けの住宅施策であります。

若年者向け住宅施策につきましては二つから成っております。

一つは、民間事業者が、若年者向けの賃貸住宅を建設する場合に、建設費の一部を補助するという建設費補助制度であります。

この制度は、市内の中心部に良質な賃貸住宅を供給することにより、市内中心部の空洞化、若年層の流出防止、遊休地の活用などに対応し、あわせて、市内の建設業者の施工とすることにより、建設による波及効果も期待するものであります。

制度の概要についてであります。若年者向けということで、1戸当たりの占有面積を50平方メートル以上とし、インターネット、衛星放送の設備や駐車場の設置を要件とし、1戸当たり100万円、1事業者1事業とし、1,000万円を上限に建設費の補助を行い、また、その住宅に入居する、次にご説明いたします家賃補助制度の条件に該当する新婚世帯に家賃補助を行うものであり、新年度の募集といたしましては20戸を考えております。

また、建設の対象地域といたしましては、資料の2にごございます市内中心部のうち商業地域を考えております。

若年者向け施策の二つ目といたしましては、市内中心部の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に行う家賃補助制度であり、この制度につきましては、新婚世帯に家賃補助を行うことにより、人口増、中心部の空洞化、若年層の流出防止といった本市の抱える人口問題に対応するものであります。

制度の概要についてであります。新婚世帯の定義を、市外の新婚世帯は婚姻の届け出をしてから3年以内、市内の新婚世帯は婚姻の届け出をしてから1年以内とし、夫婦のいずれも40歳未満と考えており、市外から市内の民間賃貸住宅に入居する市外の新婚世帯に、また、資料2にあります市内中心部以外から中心部の民間賃貸住宅に入居する市内の新婚世帯に補助を行うものであります。

募集世帯は、市内、市外から各15世帯ずつ、補助額は2万円を限度に、最大36か月、3年間で予定してございます。

以上でございます。

○副委員長

「平成14年度臨時市道整備事業について」。

○（土木）土木事業所長

平成14年度臨時市道整備事業の概要につきましてご説明申し上げます。

平成14年度につきましては、5億5,000万円を計上し、そのうち1億円がゼロ市債分となっております。

お手元にお配りいたしました計画書は、地域からの要望や市の道路パトロールにより、整備が望まれる路線について、交通量等による路線の格付けを行いながら、交通の円滑化、生活の安全性と利便性の向上、商業、産業の振興の支援、中心市街地の活性化、市内のプロジェクトとの連携を勘案しながら、道路の老朽度、整備の緊急性、事業の効果等を総合的に判断して、58路線を計画したものであります。

58路線のうち、9路線がゼロ市債分、49路線が通常分となっており、工種別では、側溝整備が30路線、舗装新設が2路線、道路改良が21路線、擁壁等の整備が5路線という内訳になっております。

なお、これらの計画路線につきましては、今後、突発的な緊急対応や用地測量等の調査により、現場条件に変化が生じた場合には、弾力的な施工や計画の見直しもあり得るものと考えております。

以上であります。

○副委員長

「石狩西部広域水道企業団議会定例会について」。

○（水道）総務課長

水道局から、石狩西部広域水道企業団議会の開催についてご報告いたします。

去る2月8日、平成14年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会が開催されました。

議案中、主なものといたしましては、平成14年度の同企業団水道用水供給事業会計予算、水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案であり、これらにつきまして審議がございました。

平成14年度予算についてであります。予算状況につきましては、資本金収入額が22億3,628万5,000円、資本的支出額が22億3,213万3,000円であります。

業務の予定といたしましては、水道広域化施設整備事業として、送水管敷設を2,014メートル行うほか、導・送水管布設予定箇所測量、実施設計などであり、水道水源開発施設整備事業としては、当別ダム建設費負担であります。

また、水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、1日最大給水量を22万5,700立方メートルから10万7,700立方メートルに変更したものであります。

以上の議案につきまして、原案どおり可決されたところであります。

以上、ご報告申し上げます。

○副委員長

次に、「鉛給水管の水質調査、乳幼児のいる世帯の報告について」。

○（水道）水質試験所長

このたび、鉛給水管を使用している世帯のうち、5歳以下の乳幼児のいる世帯につきましての、水質調査が終了いたしましたので、ご報告いたします。

調査世帯を32世帯としておりましたが、そのうち1世帯は既に引っ越しており、1世帯につきましては鉛給水管が使用されていないことが判明いたしましたので、30世帯についての調査結果をご報告いたします。

提出しました資料の左側のとおり、使用されております鉛給水管の7線を4種類に分類し、調査を行いました。

黒枠の部分は新基準を超過したのですが、早朝開栓時におきまして、管長1メートル以下のものの4件につきましては、すべて新基準値をクリアしておりました。

管長が1メートルから3メートルの9件につきましては、7件が新基準以下、2件が新基準値を超過しておりました。

3メートルから7メートルの10件につきましては、7件が新基準値以下、3件が新基準値を超過してございました。

管長が7メートルを超えるもの7件につきましては、早朝開栓時において新基準値をクリアしたものはございませんでしたが、この調査結果から、30件中18件につきましては問題はないものと考えております。

下段の表は、早朝開栓時におきまして新基準値をクリアしていない12件について、5リットル放流後の結果を示したものでございますが、1メートルから3メートルのもの2件、3メートルから7メートルのもの3件につきましては、すべて新基準値以下となりました。

7メートルを超えるもの7件につきましても、2件が新基準値以下となりましたが、5件が新基準値を超過いたしました。

このものについて、さらに5リットル、合計10リットル放流いたしますと、超過した5件のうち、4件が新基準値以下となり、新基準値を超過したものは1世帯分となりました。

新基準値を超過した1世帯につきましては、先の当委員会でお話ししたとおり、敷設延長が60メートルと長く、放流後も新基準値以下とならないことから、浄水器を設置し、除去性能について現在経過を観察しているところでございます。

なお、浄水器を設置しまして3か月が経過してございますが、現時点での除去率は100パーセントで大変良好であります。

また、浄水器のカートリッジの有効期間が1年であることから、引き続き経過を観察してまいる予定でございます。

以上、この調査結果に基づきまして、それぞれの家庭について個別指導を行ったところでございます。

以上でございます。

○副委員長

次に、今定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第55号 市道路線の認定について、及び議案第56号 市道路線の廃止について」。

○（土木）水沢主幹

議案第55号、市道路線の認定についてご説明いたします。

今回、議案として提示した3路線については、銭函市街地周辺には幹線道路が国道5号しかないことから、当該銭函地区の円滑な自動車交通の確保と地域振興を図る観点から、平成4年6月23日、都市計画決定を行い、現在、

道路整備を進めているところであります。

このたび、銭函新通線の一部の歩車道が完成し、供用開始ができる状態になりましたので、市道認定ほか、所要の手續を回り、一般の交通の用に供したいと考えております。

なお、礼文塚通線、和宇尻中央通線についても、今後、漸次完成が見込まれることから、今回、あわせて市道認定を行うものであります。

それぞれ、道路の概要ですが、銭函新通線は、実延長が約 400メートル、幅員が18メートル、礼文塚通線は、実延長が約 540メートル、幅員が18メートル、和宇尻中央通線は、実延長が約 770メートル、幅員が20メートルとなっております。

次に、議案第56号、市道路線の廃止についてであります。この市道小児センター東3号線は、昭和55年3月28日、市道認定された路線であります。さきほどの銭函新通線の道路区域内に包括されることになることから、廃止をするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○副委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

順序は、自由民主党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

それでは、自由民主党。

○松本（光）委員

◎住宅行政審議会について

今回は、我が党から出ております新野委員長が病欠ということで、副委員長の古沢委員に委員長をお願いいたしました。したがって、共産党の質問が今回はないということで、皆様、大変ほっとしているようですが、昨日の予特は建設が所管でしたので、そこで古沢委員には、がっちりと質問をしていただいたわけですが、オタモイ団地の問題ではどうも消化不良であったなど、私も聞いていてそう思いました。

そのときに、何か、住宅行政審議会では、与党議員と茶番劇があったのではないかと話もありましたけれども、住宅行政審議会の与党議員と云ったら、私ともう1人の2人しかいないものですから、そういうことがあったのかどうか、ちょっと聞いておきます。

○（建都）住宅課長

あったかどうかというお答えになるかどうか、去る1月22日に開催しました住宅行政審議会についてでございますけれども、これまで、議会の方でご議論していただいた大変重要な住宅施策の課題でありました、オタモイ団地の再生計画と周辺環境整備方針、こういった部分について一定の方向がある程度出ましたものですから、それに先立ちまして、大変重要な案件ということで当審議会に方針を示した、こういうふうな経過がございます。そういった中では、委員の皆様から、ご審議あるいはご意見をいただく、こういった形でお諮りしたものでございます。

また、これを受けまして、私どもは、審議会を経ましたので、日程的には大変短い期間で、大変ご迷惑をおかけしたという結果もございますし、同団地の入居者の移転計画、こういうこともございまして、こういった部分の住民説明会で、意向調査という形で開催の予定もございましたものですから、その中で掲げさせていただいた、こういう経過がございます。

○松本（光）委員

経過説明で、あったのかなかったのかという答弁にはなっていないようですけれども、それはそれとしましょう。

◎地域総合除雪について

1 定の予特は、建設所管があって、総括があって、そして常任委員会なのですから、今回、総括が3日ばかり飛んだものですから、昨日、予特の建設所管があって、今日、また、建設常任委員会です。

以前も、予特の建設所管に出ていない方だとか聞いていない方が、ここで、昨日、おととい延々とやったことと同じことをまたやって、理事者の方も大変だなという気がしたこともありました。幸い、今回は、ここにいらっしゃる各会派の方は、皆さん、昨日の建設所管には出ている方なので、それ以上は言いません。

そういうこともないでしょうけれども、私も、それじゃ何を質問しようかと、昨日出ていないことを選ばなければだめなのかなと思いましたが、建設の常任委員会で、除雪の話が何もないというのもまたどうかなということで、昨日は我が党の前田議員が、こまごまと質問をしておりましたので、細かいことは抜きにしまして、総論的に伺います。

今年から契約条項が変わって、変わった途端に、暖冬、少雪だった。そうすると、どうも比較検討しづらい。きっと理事者の方も面食らっているだろうし、我々も面食らっているし、市民も面食らっているし、業者の方も面食らっている。果たしてこれはどうだったのかなというようなことなのですから、そういう面の総論的なことをちょっとご説明いただきたいなと思います。

○（土木）土木事業所長

私の方から総論的なお話ができるかどうか分かりませんが、今、委員からお話があったとおり、地域総合除雪ということで大きくシステムが変わりまして、今年の冬で我々の考え方を検証しようという気持ちでございました。ところが、こういう雪で、今年行われた事例が、通常の雪の降り方とは相当違うということで、なかなか検証ができなかった、こういうことが今年の冬は言えたのではないかなと。

したがって、今年の反省は反省として踏まえた中で、この辺の我々の考え方について、除雪の時間当たりを距離当たり単価に直したものと、排雪立方メートル当たりの単価に直したものの部分、この辺の検証を来年度また再度していかなければならない、そんなふうに考えているところでございます。

○松本（光）委員

昨日のやりとりを聞いておりましたら、契約事項の中でプラスマイナス20パーセントとかということで、そのマイナスの20パーセントにもまだ50センチぐらい届かないとか、そこら辺の精査はできていないとかというご説明があったのですが、マイナス20パーセントでもまだ50センチ足りないということで、50センチの中の20センチぐらいは、雨が降って、水になって、あとの20センチ分ぐらいは、新年度予算でやる砂の回収作業をその分でちょっとやるのかな、10センチ分ぐらいは残るのかなという、そんな気持ちもするのですが、結局は、排雪の量は少ないということで、業者は排雪分が売り上げ減になったのだというような感じでとらえたのですけれども、どうでしょうか。

○（土木）土木事業所長

委託業務はたくさんございますけれども、JVの中の業務としてとらえる場合、今年の除雪の部分で言えば、10センチ以上の降雪が8日間ぐらいしかなかったということもありまして、平均で言えば、毎シーズン、20日弱、10センチ以上の降雪がございしますが、これも非常に少なく、今、データ整理をしておりますけれども、1種路線の除雪というのは出動回数が少なかったかなと。

ただ、2種、3種の比較的圧雪路面管理をしている部分は、11回の降雪によって路盤が崩れまして、このときにかなり出動している。我々が想定した出動回数は大体出動しているだろうという状況でございます。

排雪につきましては、通年の排雪量の半分ぐらいの排雪で、結果的に、共同企業体にやっていただいた排雪業務というのは普通の半分ぐらいということでございます。

排雪が少ないですから、当然、雪捨て場管理業務も通常の半分以下です。これは、国道、道道、民間を全部合わ

せた市民の雪捨て場の部分を精査しておりますけれども、そこの業務も半分以上という状況になっておりますので、その辺の委託料が現実、このような状況になっております。

○松本（光）委員

結局は、来年度に向けて、いろいろな課題や問題点を抱えたと思います。

それじゃ、来年に向けて、よりよくまた契約をするために、どのような問題点や課題点があるのかということをお伺いしておきます。

○（土木）土木事業所長

ご質問の課題の部分になりますと、まず、各業者とのコミュニケーションを図って、この辺の洗い出しをして、来年の取組としてできるものについては、積極的に改善をしていくということになりますけれども、今、私の耳に入っている中では、ステーション経費の部分で言えば、直接、業務主任にも、転送電話で24時間という中で苦情処理もしていただいたわけでございますけれども、この件数が我々が想定していたよりも結構あったのかなど。この辺の見方について、来年度に向けて改善する課題の一つかなというふうに思っております。

○松本（光）委員

◎市道路線認定について

それでは、議案第55号についてお伺いをいたします。

市道路線認定ですけれども、供用開始ができるようになったので、市道認定をするというご説明でありましたが、まだ工事中のものもあれば、工事にかかっていない場所もあるわけですね。それをまとめて、今回、市道認定することなのですけれども、まだ工事にかかっていない部分で、銭函新通線の起点の部分は、国道5号線と市道と、旧国道337号線、今は道道の小樽石狩線、この3路線がぶつかる所になるわけですが、ここはどういうふうになるのでしょうか。

○（土木）建設課長

現在、道道が国道に斜めについていて、あそこの部分の交差点に、銭函新通が同じ位置に入ってくるということで、実際上は、ちょっと不自然な形になるわけでございますけれども、道道管理者の方ともいろいろ調整してまいりましたが、基本的には、都市計画のとおり銭函新通を整備して、道道の方は、それに伴って、今後どのような形で管理していくかということになります。基本的には、現在の国道から入る斜めの部分は、廃道とせざるを得ないのではないかという状況でございます。

○松本（光）委員

そうすると、起点となっている部分がありますね。詳しく言えば、殿内さんの用地を取得したところですが、そこはいつごろ工事に入るのですか。

○（土木）建設課長

本来であれば平成13年度に、銭函新通線の全線完成という予定でございましたけれども、諸般の事情がございまして遅れてございます。国道の取り付け部は、現時点では、平成15年度に整備する予定でございます。

○松本（光）委員

15年度に整備するけれども、今回は市道認定をしておいてくれと、こういうことでよろしいのですか。

○（土木）水沢主幹

私どもが市道認定をする部分については、一応、都市計画決定をしておりますので、当然、国道側から街路として整備事業を持っていますので、とりあえず、私どもは市道認定ということで、今、工事には入っておりませんけれども、一連の路線として市道認定を行うということでございます。

○松本（光）委員

前回お伺いしました銭函新通溝欠き補償でちょっともめている所か、あるいは和宇尻中央通線でJRのちょうど

がけの所はいろいろ問題点があるとか、そういう問題点は解決しておるのですか。

○（土木）建設課長

いわゆる溝欠き補償の件については、まだ解決してございません。

それから、ＪＲとの協議につきましては、まだ全体は解決してございませんけれども、一步一步、確実に調整がついてきているという状況でございます。

○松本（光）委員

分かりました。

◎臨時市道整備事業について

次に、臨時市道整備事業のご説明がありました。

今回、58路線ということで、新規が26、継続が32の58ということですが、例年と比較して多いのか少ないのか。あるいは、新規が26というのはどうなのかということをお伺いします。

○（土木）土木事業所長

昨年の臨時市道整備の路線数は81路線ということで、昨年に比べて、本年度の58路線は、数だけ見るとかなり少ない路線数になってございます。

この原因といたしましては、できるだけ事業ロットを大きくして、その路線の幹線ネットを早期に整備するというので、その地域に対するご迷惑をできるだけ少なくしていこうという考え方もございます。ただ、地域的なバランスといいますか、工事のバランスも考えなければならないものですから、あまり極端に路線数を減らすということもなかなか難しい問題もございます。今回は、できるだけ発注ロスのこと考えながら、この58路線に絞込んだということでございます。

○松本（光）委員

去年の81路線は2回に分けて出ましたね、今年は58で、これはもうこれで終わりですか。次にまた出てくるということはないのですか。

○（土木）土木事業所長

昨年は、いろいろな事情で、全市的な調査もできなかったとか、いろいろなことがございまして、前期、後期という二つに分けてお示しをしておりましたけれども、今年度は、全市的に可能な限りの調査ができましたので、今回は全体をお示ししたということでございます。

○松本（光）委員

それで、この58路線で総予算はどの程度になりますか。

○（土木）土木事業所長

臨時市道の総予算は5億5,000万円ということでございます。昨年度の臨時市道の予算は6億円ということですが、実は、このほかに、臨時市道でやらないといいますか、事業所としては、当初、臨時市道で考えておりましたけれども、うまく補助の枠にのった塩谷本通線というのが1路線ございますが、この路線が、今、地特事業という中で5,000万円の予算をつけて、今年度行おうと考えておりますので、事業所の市道整備としては、臨時市道の5億5,000万円と、地特の5,000万円を合わせて6億円ということで、昨年のベースと同額というふうな受け止め方をしております。

○松本（光）委員

平成14年度の予算案の中では、臨時市道整備事業は6億6,200万円となっております。それで、6億円ということで、6,200万円は事務費とか何かなのですか。

○（土木）土木事業所長

今の6億6,200万円の中身でございますけれども、そのうち、事業所所管分としては6億円ございまして、正

確な数字はちょっと分かりませんが、残り 6,200万円の部分については、建設課の部分の事業の単費分ということで、あわせてそういう金額です。事業所のお金としては6億円ということでございます。

○松本（光）委員

6億円の予算というのは、皆さんの気持ちが一番に反映できる予算でないかなと。平たく言えば、皆さんが自由に予算付けができる部分だなというような気もするわけですが、要請とかパトロールとか、いろいろやって、ここはやろうとか、ここはやらないでおこうとか、いろいろ決めているのですが、いつも、こういう所もやってほしいなんて部長にもお願いしたりしているけれども、さっぱり出てこないのです。

それで、基本的には、ここはこうなるといふ基準とかはないでしょうけれども、皆さんの発想が多分に入りやすいところなのですが、そういう面はどういう形で決定をされているのでしょうか。

○土木部長

昨年の夏ころだったと思いますけれども、臨時市道整備の在り方、基本的な考え方をご説明したかと思うのですが、さきほど事業所長からお話ししましたように、事業ロットを大きくするとあわせて、1路線はできるだけ単年度で終わらせて、地域にも迷惑をかけない、整備効果も早く発現するという考え方との関連で、松本（光）委員がおっしゃるような、路線数を減らしたことによって、要望もあって、うちとしてもやらなきゃならぬという路線も残念ながら先送りになっています。

ただ、従前ですと、3年間やっていたものを1年とか2年でやるわけですから、仮に先送りになった路線についても、来年着手するとなると、1年で終わらせるとか2年で終わらせるということになりますので、その部分については、地元の方にもご理解をいただきながらやっていきたいなと。それは「自由の権限」という行政改革のこともありますし、発注ロットを大きくすることによって、工事経費の部分、諸経費関係も、やはりコスト的にも安くなるといういろいろな効果もありますので、その部分はご理解をいただきながら、要望は事業所にも、うちの管理課にもたくさん来ておりますが、そういう説明をしながら、対応していきたいと思います。

○松本（光）委員

この際、要望しておきます。

銭函新通の市道認定をやります。そうすると、起点から終点ですけれども、終点の方の半分の沿線、ここは市道認定になっている所もあるし、枝線になっている所もあるし、私道の所もあるし、あるいは国の土地の部分もあります。市道路線になっている所でさえ、側溝もないのです。市道なのに側溝もついていない。市道のすぐ横が家の土台になっているというような所もあって、未開発地域なのです。

この新通の方は、行き止まりで、何でこんな所をやっているのだと。将来的には街の中央通につながるのだなんという気持ちはあるけれども、まだまだ延々とありますので、そうすると、銭函新通の行き止まりの所を何でこんなに整備しているのだという疑問の声もあるのです。そのためには、ここの未開発地域の整備のために、あそこら辺は下水もなければ、何でも遅れている地域ですし、側溝はほとんどない地域ですから、銭函新通線が開通するのに合わせて、この沿線、枝線の臨時市道整備もぜひお願いしたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○土木部長

私どもが、都市計画道路なり道路供給事業でやる、長い路線の基本的な幹線道路の整備に当たっては、10年以上前から私どもは各課と連携してやっている考え方なのですが、単に線的な整備ではなくて、面的な整備につながるような整備を誘導する、ないしは、うちができる所はうちがやる、そのためにやっているのだという考え方の中で整備していこうということで、かつて、幸線とか長橋線とか、いろいろな街路をやっていますけれども、その事業の完了に合わせて、ないしは同時でなくてもいいからということでやっている路線もございます。

今回の銭函1丁目張碓地区について言いますと、もともとそういうことが目的でスタートした路線事業ですから、今回の臨時市道整備の中には載っていない部分がありますけれども、委員もご存じのとおり、銭函新通につい

ては、排水整備の関連が今整理がつかない状態にあるものですから、そこの排水処理ができるようになる時点に合わせて、取りついている市道なり私道なりの市道認定基準の8メートルないしは6メートルに合わせて、整備を誘導するための取り付け分を整備するとかということの検討は事業所の方にも指示をしております。

○松本（光）委員

大いに期待をして、お待ちをしておりますので、よろしくお願いいたします。

◎国道の歩道整備について

最後に、国道の歩道整備ですけれども、13年度に、ぎりぎりになってから国の補正が、3本ばかり歩道整備ということで急ぎょ付いたようなことも聞いておるのですが、国道の歩道整備について、国道沿線の歩道をバリアフリーにするというのですか、段差解消というのか、そういうことを3か所ぐらいやるというのをちょっと聞いたのですけれども、どここの話でしょうか。

○（土木）建設課長

例えば延長とか、そういう詳しいことは、ちょっと私どもも承知しておらないのですけれども、委員がおっしゃいましたように、急ぎょ、13年度の2次補正予算ということで、実際の工事は14年度ですけれども、場所は、稲北十字街から花園十字街、これが1か所です。それから、朝里橋から朝里十字街、国道393号の奥沢十字街から天神十字街、こういうふうに伺っております。

○松本（光）委員

その3か所をやるようですけれども、言うならば、5パーセントを2パーセントにするとか、どんなことをするのですか。

○（土木）建設課長

さきほど申しましたけれども、詳しいことはわかりませんが、バリアフリー化の一環として行うというふうに伺っています。要は、車庫とかに乗入れする部分とかの歩道の切下げですが、その部分の勾配を従来より緩くするというので、例えば、今までは、どちらかという、車を優先していたわけでもないのですけれども、歩道が波を打つというような状況があったのですけれども、その部分について、歩行者を優先するという形で、少なくとも、一般的にバリアフリーをやる場合には、2メートルなりのレベル区間を必ず設けることになります。その結果、車の乗り入れについては勾配が急になってくるとい状況になるのですけれども、そんな内容のことをやっていくのだらうというふうに考えております。

○松本（光）委員

車いす対応で勾配を緩やかにする工事なのだろうというふうに思っていますので、これも早いところ完成をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○久末委員

◎市道豊井道線の冬期通行止めについて

昨日、予算特別委員会の所管質疑も聞かせていただいたのですけれども、ちょっと関連しますが、私なりにお聞きしたいと思います。

豊井道についてなのですけれども、これは、自分で歴史をひもといてみましたら、昭和62年に市と道の方に私はお願いをしております。ご理解をいただきまして、平成2年か3年に決定がされたわけですが、説明会のときもオブザーバーとして出させていただいておりまして、その経緯につきましては、本当に詳しく知らせていただいていたわけですが、私も、開通の日の夕方にあそこへ営業車で行きましたときに、最初のカーブのところがあまりに急なので、これは冬は大丈夫なのだろうかという危惧をしたのです。それで、部長に、車両の通行止

めということを開かされたときに、私なりに、これは仕方がないかなと。

私は、通年通れる道としてお願いをしてきたわけでございまして、よもや、通行止めになるということは考えていなかったのですけれども、その日に行ってみて、これは危ないなというふうに私も感じまして、部長がいらしたときに、「何で。」というふうにちょっと反論はしましたけれども、心の中では、人命尊重ということを考えれば、何かあっては困るなというふうに思って、私は、「よろしいです。」という答えを出させてもらったわけなのです。

ただ、下の出口の方にロードヒーティングがされているわけです。そうしたら、あれは、あの地域の人たちのためではなくて、あそこを通り抜ける人たちのためのヒーティングではないのかなというふうに私は思いますが、最初から、通年通れる道の計画でやっておられたのではないかなというふうに私は思っております。

そんなようなことで、昨日も質問者がその辺についていろいろ質問しておりましたけれども、どういう条件が整えば、通年通れるようになるのかなと私も考えているのですが、どうなのでしょう、その辺、何かいいお答えがありましたら聞かせてください。

○土木部長

道道の取り付け部分のロードヒーティングについて、当時、私は土木にいなかったもので、分からないのですが、あそこの状況、それからもう一つは、豊井道の公安委員会、それと当局との協議の関連で話しますと、トンネルとトンネルのちょうど中間部分に豊井道が取り付いているわけですね。それで、結局は、突出し事故防止という部分で、道道に対する危険があるということで、あの地区の人のために施工されたものではないかというふうに私は思っております。そここのところは後で部内でも確認させていただきます。

それで、どんな条件が整えばあそこを通年通れるのかということですが、昨日の委員会でもお答えしていますけれども、現状のあの道路沿線の土地利用が、たまたま調整区域ということもありますから、大きくはなかなか変わりが無いかなと思うのですが、あそこの状況が変わるとか、ないしは、新たな事実でも出てこなければと思えますし、コスト的な問題もございます。

札幌市も、2年前から、ロードヒーティングを減らしていく、塩カルで対応可能なところは、そういうふうにするということで、ロードヒーティングの更新時におとしていくということを明確に出して、いろいろな世論の反発もあるようだけれども、そんな方向にあるもので、小樽市についてはというと、ロードヒーティングの陳情も、今、何本も積み上がっていますし、私どもも懇談会に行っても、地区ごとでいろいろな方々からロードヒーティングの要望が上がっている。その中で、1年に1路線なのか3路線なのかは別として、やらざるを得ない部分は出てくるであろうと。

今年はたまたま暖冬ということもありますけれども、ロードヒーティングの維持といいますか、操作の関係で、かなりこまめな運転をやることで、一定程度経費の節減をしてきている部分もありますから、それらとの比較検証の中でしかでき得ないと思っているのです。そういう点では、今時点で、どんな条件が整えばというのは、さきほどお話ししたぐらいで、そうすると、当面は、冬期供用というのは難しいのかなと思っています。

定山溪線が、夜、通行止めになっている、ああいう重要な路線でもああいう対応をせざるを得ないということとの関連でもご理解を願いたいと思います。

○久末委員

あの道は、私たちも子供のころからよく知っているのですけれども、ああいう生活関連道路、そして、夏の間に観光時の迂回路として、だんだん皆さんがあの道を知ってくると思うのです。そうすると、あそこに道がある、通れる近道だということで、遠くから来た人もあそこを通ろうとしたときに、冬期間は通れないということになるのも不便ですし、せっかくできている道が、地域の人ばかりではなくて、いろいろな方たちに知られたときに、利用度の高い道になるのじゃないかなというふうに私は今思っています。

私がこれを要望したときは、決して、かもめ団地のためということではなくて、昭和62年当時は、団地に 250台の乗用車があるというふうに調査結果が出ていまして、その車全部が赤岩に降りてくることで、危ないということでしたのですけれども、最近、歩道の整備も考えて計画があるのかなというふうに思っていまして、子供たちがその歩道をきちっと守って歩けば、車が少しぐらい多くても、何とか交通事故から守れるのかなというふうには思うのですけれども、いずれにしましても、手宮の五差路のところの渋滞は大変数も多くて、昨日も質問者が言っていました。

それで、私は、一度、公安委員会の方をお願いしたことがあるのです。こちらの方の信号機の時間を変えてほしいと言いましたら、連動式とかで、そこだけ変えることは難しいと。でも、今までより3台ぐらい余計に行けるように直してはいただいたのです。それでも数がすごいのです。ですから、できれば、冬期間は雪であの道が狭隘になりますから、冬期間も通れる道にしてくれるといいなというふうには思っております。でも、今は、言われるように、いろいろ難しいということであれば思いながらも、あの道が皆さんに知られば、冬期間に通る数が多くなるのじゃないかなと思いますので、その辺のところも行政として考えてほしいなと思って、これは要望にしておきます。

それと、今、出口のところに信号機をつけてくれという声が来ているのです。といいますのは、トンネルとトンネルの間、結構スピードを出して走る人がいるのです。上から降りてくるときに危ないよという声を何人かから聞かされまして、今、センサーで、いつも赤になっていて、車が来ると、何十秒かすると青になるというのですか、そんな信号機があるので、そういうものをつけてもらったらいいよというようなことも言われているのですけれども、公安委員会の方ではどうでしょうか、そういうものはだめと聞いていますか、トンネルの間だから。

○土木部長

前段の手宮の交差点の信号とか除雪の関係なのですけれども、昨日の大島委員のご質問の中でもお答えしたのですが、道路整備と冬対応のことで言いますと、やはり迂回路というか、一定の急勾配で、通行止めをしますと、それじゃ代替路をどうするのかという、そこの整理もあわせてやっていく考え方もお話しました。

今の五差路の問題と信号機の関係については公安委員会と協議していきたく思っていますし、今年度の除雪のことで言いますと、じゅうぶんではなかったかと思えますけれども、交差点の雪山処理をやることで、例えば、4車線を常時確保するという対応をする方向で取り組んでまいりましたので、次の年度以降も、そういう対応で豊井道が通行止めになることについての問題解消に努めていきたいと思います。

それから、今の豊井道の交差点の信号機の話は、ここに当時の担当係長もいますけれども、公安委員会と協議したときに、仮に信号機をつけるとすれば、トンネルの中に予告信号機をつけなきゃいけない、それをトンネルの中でというのは通常は視認してもらいにくいとか、逆に、視認されると危険だというような判断もあって、センサーつきであっても難しいかなとは思います。そこのところも、さきほどの五差路との関連も含めて、公安委員会に一度協議をしてみたいと思います。

○久末委員

私は、あそこの事故がすごく怖いのです。何かあったら困るなと思っているのです。当時の係長だった方もいますけれども、本当に一生懸命やっただきまして、できたときは私も本当にうれしく思ったのです。

ただ、さきほど言いましたけれども、急カーブの所に来たときに、これは冬はどうかという心配を自分ですごくしました。だから、通行止めになったときには、半ばほっとした部分も私はあったのですけれども、いつまでも地域の皆さんに不自由な思いをさせておくわけにいきませんので、できれば早くに砂対応の砂箱を置くとか、何か方法があれば、もう少し考えて、冬も通れるようにしてあげてほしいなというふうに思います。要望です。

◎高島小学校前の信号機設置について

それから、また信号機のことなのですけれども、去年の夏に、高島小学校の所の信号機の件がありましたね。あ

れはちょっと変則的で、歩道もないし、これはだめだということで見送ったのですけれども、時の所長さんも今いらっしゃるんですが、停留所をつくりまして、ちょっと広げていただきましたね。今度、あそこの学校の方から出てきたところに、歩道みたいな、バス止まりというのですか、何かできましたよね。そして、向かい側は、今、計画をしていただいているのですけれども、歩道ができれば信号機はつくのでしょうか。

○（土木）土木事業所長

私、直接、公安委員会の立会いのときに立ち会っておりませんで、詳しくは分かりませんが、交通安全対策課長からの情報では、あそこは変則の交差点になっているというのが一番の問題ということでございます。

したがって、歩道ができたから信号機ができるということではなくて、ああいう変則に、いろいろな方向からあそこに道路が交わっておりますので、ここの部分が十字交差点等に改良できる、そういうことがないと、なかなか難しいのではないかという感じで公安委員会の方は言っているように私は聞いておりました。詳しい部分は交通安全対策課長の方が詳しいと思いますけれども、そのように伺っております。

○久末委員

あの辺は本当に道幅が狭いのですけれども、高島小学校は児童数が多いことと、それから、北山中学校へ行く子供たちもいて、北山も生徒数が多いわけです。ですから、あの辺は親御さんが非常に心配しておりますし、何かいい方法があれば、親も安心して学校に出せるような、そういうような道路形態になってくれればいいなと思って、私も、あそこを通るたび、ここは、どこをどうすれば、それが可能なのかなというふうに思いながら、最近もあの辺を見て歩いてはいるのですけれども、ちょっと信号機の場所をずらすとか、何かいい方法がないのかなというふうに思うのですけれども、これも市だけでできるものではありませんので、どうか公安委員会の方とも相談してください。これは要望です。

終わります。

○副委員長

それでは、自由民主党に続きまして、市民クラブ。

○松本（聖）委員

よろしくお願い申し上げます。

さきほど自民党の松本光世委員がご指摘のとおり、昨日の予算特別委員会の建設所管の質疑には参加してございません。内容について、質問要旨は見てまいったのですが、細かいところは把握してございませんので、もし重複する部分がありましたら、ご容赦いただきまして、議事録を読めと指摘していただければ結構かと思います。

◎手宮仲川の水質汚染について

まずは、平成14年度から、北運河で汚泥のしゅんせつと覆砂の工事が、国の予算で行われる事業がありますけれども、平成14年度は調査予算がついているかと思うのです。これは港湾部のお話ですから、ここで話す話じゃないのですが、きれいにいただいた後の話は、土木の方で話をいただけるのかなと思うのですけれども、手宮仲川の問題でございます。

北運河の最も汚染の原因となっておるであろう川で、せっかくヘドロをしゅんせつして、覆砂をして、水をきれいにしていこうとしても、どんどん汚い水が流れてきますと、何のためにやったのかという話になることは分かり切った話です。

以前、平成13年の4定でしたか、土木部長のご答弁で、沈砂池を上流域にもう一つ設ける予定があるというか、そういうことも考えておるのだというようなお話であったかに記憶しているのですが、最初にその辺を確認させていただきます。

○土木部長

私は過去にかかわったことがあるものですから、私の方からお答えしますが、最後の方に言われたもう1か所の沈砂池というのは、手宮仲通という街路が長橋に取り付いているわけですが、あれは現況道路を外れたルートになっているのです。そういった整備がされるときに、もう1か所、あそこに沈砂池を設けることを検討しようかなというお話をしたということでご理解願いたいと思います。

それから、港湾部の方で、今、一定の汚泥を除去して、覆砂をしていくという対応をとろうとしていますけれども、そうすると、委員が今おっしゃったように、上流の汚泥がその上に乗っかっていいのかという問題があるので、新年度の予算要求の中でも、従前、沈砂池の汚泥除去というのは1度しかやっていないのですが、それを2度やることによってどうなのだということで、事業所に昨年やったときの検証をさせています。

その結果の最終まとめは終わっていないのですが、それを見た上で、1回ではオーバーフローしてってしまうという問題があるとすれば、2回にすることの効果が出てくるということもありますので、そんな対策はどうしても講じないと、また、賽の河原じゃないですけども、元の本阿弥になってしまいますので、そんな対応は内部で検討しているところです。

○松本（聖）委員

ぜひとも早急に検討していただかないと、向こうはもう事業が走っていきまして、すぐにでも始まるという事業でございますから、間に合わないで、汚してしまってからまたやり直しということにならないように、今年中にご検討いただかないとどうにもなりません。

実際のしゅんせつがいつから始まるか、まだ伺っていないのですが、とりあえず調査をしてからということですから、その調査検討を並行して今年度中に終わらせていただきたい。対策を今年度中に考えていただきたいと思っておりますが、それはどうなのですか。水質の浄化ということに関しては、沈砂池のしゅんせつだけで間に合うものなのでしょうか。

そもそも、そこに生活雑排水を流しているところに問題があるわけです。前にも同じ話を水道局に聞いているのです。今後の見通しというか、現在の努力内容といいますか、下水道への接続のお願いの仕方、その辺のところで現状をもう一度教えていただけますか。

○（水道）下水道事業所長

手宮仲川でございしますが、各河川の中では一番普及率が進んでいないといいますか、ある程度のところまでは来ているのですが、まだ完全ではないということがございます。

したがいまして、今、運河のこともございますが、あの区域については、しばらく普及活動をやっておりませんので、これからまた普及活動を再開しまして、いろいろなご意見をいただこうと思っていますし、また、港湾部でせっかくしゅんせつされるということでございますので、その辺のところも皆さんにご理解していただきながら対応していきたい、そんなふう考えております。

○松本（聖）委員

せんだって、湖沼ですとか河川の水質浄化の、実験的な試みをしている企業の方とお会いしてお話をさせていただいたのですが、小樽市の場合は下水道の普及率が極めて高いものですから、本州の方の田舎町と比較にはならないと思うのですが、おたくの町はどのくらいの普及率なのですかと言ったら、下水道の普及率が30パーセントとか言うのです。生活雑排水は全部川に流しているのだと。

それじゃ、川はヘドロになってしまいますねという話をしたら、それは、行政が遅れているので、各家庭でなるべく汚い水を出さないような工夫をしてもらっているのだという話をしておられました。例えば、下水道で、汚水升、トラップと言うのかな、そういうのがありますね。それを大きめのものにしてもらって、水を浄化するような薬剤を使ってもらったり、というようなことを各家庭にお願いしているのだというお話をされておったのです。薬剤の会社の人だったものだから、たまたま自分の会社の宣伝だったのですが、

その流域は高齢の方が多いですから、今さら工事をせよというのも非常に難儀すると思うのです。今まで指導していなかったと。何をしていたのかなと、去年から言っているのですけれども、やっていなかったということですから、ぜひ今年は誠心誠意やっていただきたいと思うのと、それから、どうしてもそういうことがかなわないというご家庭に関しては、なるべく汚れた水を川に流さないのだという方法を皆さんでご研究いただいて、例えば、冊子等にしていただいて、そういうご指導をするということは考えておられますか。

○（水道）下水道事業所長

家庭から出てくる水でございますので、下水道に入れないとなれば、河川を汚すということになります。

ただいまの薬剤の関係でございますけれども、今、下水道の接続のお話がございましたが、資金的な問題が非常にあるというようなことが多いわけでございます。したがって、今の薬剤の関係で、その折衝をしてみたいとは思いますが、普及活動の中で、そういうことも含めてお願いしてみたいと考えてございます。

○松本（聖）委員

薬だけではなくて、なるべく汚れた水を出さないという方法はいろいろとあるわけですね。生ごみを流さないとか、皿を小さくするとか、そういう簡単なことから少しずつでもできるわけでございますから、そういう指導というのはしてきましたかということをお聞きしています。

○水道局長

私ども水道局としては、これだけの巨額な投資をして、河川に汚水が流れないようにということで、処理場をつくって、管を埋めて100パーセント水洗化をしたいということでやっています。

今、所長が申しましたのは、水洗化していない地区について、水洗化を促進していただきたいというお願いをするということで、指導をやっていきたいということでございまして、水洗化していない世帯の台所から出る水を、いかにきれいにしやるかということになりますと、少し、全庁的に、この部分をどこが担当していくかというような問題になってくるのかなと思いますので、水道局の下水道事業所で、水洗化していないところに水洗化ができないのであれば、何か、委員がおっしゃったようなことをしてくださいというふうに歩くのが本筋なのか、その辺は、セクト主義と言われてしまうかもしれませんが、少し全体的な問題として考えさせていただきたいと思っています。ここで、やりますということはちょっと言えないのではないかと思います。

○松本（聖）委員

言う前に局長に言われてしまったのです。セクト主義ですね。そうなのです。確かに、それは環境部の仕事かもしれません。けれども、そもそも下水道に接続してもらうのが水道屋さんの仕事で、それが経済的にもかなわない方もいらっしゃるというから、そういう方には、代替策というか、それはセクションをまたいでいるかもしれないけれども、お互いに協力してやってほしいというお願いの話ですから、別に、水道局に「あれをせい、これをせい。」と言っているわけではない。それが、ほかの部課にわたっているものであれば、ご協力してご検討していただきたいというお願いでございました。

水道局にしても、土木部にしても、今年度中に前向きに取り組んでいただきたいとお願いして、次の質問に移します。

◎オタモイ団地の再生計画について

昨日、恐らく、オタモイの団地については随分と問題になったと思うのですが、細かい議論の内容を存じ上げていないので、ちょっと教えていただきたいのですけれども、さきほどのご説明の中で、借り上げている土地がたくさんあるということでございました。この資料で、緑色に塗ってあるのが市有地で、道有地が桃色に塗ってあるところ、それ以外は民地だと。これは当然、地主さんがおられると思うのですが、この方は、借地料というのは当然今まで取っていたわけですね。幼稚な質問で恐縮なのですが。

○（建都）住宅課長

さきほどご説明したように、6.3ヘクタールは民地として私どもが借り上げてございまして、借地料は年間でお支払いしております。

○松本（聖）委員

それは総額でお幾らぐらいになるか知りたいのです。

それと、その地主さんというのは何人おられるのか、この方々はそれぞれ幾らぐらいの収入があったのか。また、その方々は小樽の市民の方なのかということも知りたいのです。

○（建都）住宅課長

賃貸ということで考えてございますので、とりあえず、市営の敷地ということでお話をさせていただきます。

市営につきましては、8地権者おりまして、全員、小樽の方でございます。

また、年間の借地借り上げ料につきましては3,200万円ほどになってございます。

○松本（聖）委員

今度、この管理について小樽市に事業主体が変更されます。全部市営の住宅になるのだという意味だと思いますけれども、道営住宅として借り上げていた土地もあるわけですね。それじゃ、道営の方は道の方で考えるのですか。小樽市は知らぬぞと。用途廃止した部分に関しては小樽市は何の関係もないということでもいいのですか。

○（建都）住宅課長

実は、道有地は赤の部分でございますけれども、それ以外で、黄色の部分は民地ということになろうかと思えます。これにつきましては、市を通しまして、転貸というのですか、又貸しの状態ということになってございます。そういった中では、さきほどの市営と同じように申しますと、ダブっている方もいますけれども、4地権者ほどでございまして、年間820万円ほど支払ってございます。これは市の予算を通して地主さんの方にお支払いしているということです。

○松本（聖）委員

黄色の部分が道の分ですよ。820万円ですよ。市の分が320万円と。市の方が安いのですか。

○（建都）住宅課長

3,200万円です。

○松本（聖）委員

3,200万円ですか。ごめんなさい。すみません。失礼しました。

これは、用途廃止になりますと、小樽市でも北海道でも要らないということだと思うのですけれども、地主さん方はこの土地を利用しなければならないですね。今まで合わせて4,020万円というお金が地主さんに渡っていたわけですね。これがなくなるということで認識していいのですか。

○（建都）住宅課長

基本的には、そのとおりでございます。

ただ、私どもも、こういった計画をつくるに当たりましては、地主さんの方にも、一応、計画の推移、あるいは何年後に用途廃止になるという形でご説明申し上げまして、そういった中で、土地の有効利用というのですか、こういったものを企画の中で方針によって考える、こういう計画でございます。

○松本（聖）委員

それは、跡地利用というか、民地の利用に関して、小樽市が何がしかの援助ですとか指導ですとか、要するに手助けをしてあげるということなのですか。

○（建都）住宅課長

今、私どもが考えておりますのは、用途廃止というのは、さきほども申しましたように、紫の線で囲んでいるところでございまして、特に、絵の右側の方でございますけれども、ここは勾配がきつく、長屋形式で、ひな壇状態

になっているということで、土地利用というのはなかなか難しいのかなと。

ただ、私どもが返すときに当たりましては、当然、整地して返すということになりますし、また、道路の形態につきましても、民地ということもございますので、その辺については、当然、事前にお話し申し上げて、なかなか厳しいのかなと。ただ、集約する部分の道路関係は、今の6パーセント以内の中で地内道路として整備して、何とか、既存の道路とのアクセスがスムーズにいくような形にしたいと考えております。

○建築都市部次長

現況のオタモイ市営住宅全体の土地からいきますと、将来計画というのはかなり縮小する形になります。そういう意味では、おっしゃるように、民有地として借りている部分については、地主さんの方にお返しするという部分が出てまいります。

この図面にありますように、青でくくっていますG団地ですとか、そういうところあたりについては、将来的には、市営住宅としてではなくて、用途廃止という形になりますので、地主さんの方にお返しするという形で、借りない状態になりまして、契約が切れる状態になりますので、それ以降につきましては、地主さんの方でご自分という形で利用するか、ご検討いただきたい。

ただ、市の方としましては、今までずっと借りていた経緯もございますので、こういう土地の開発ということについては、売却なり事業を何かしようとするときには専門的でない地主さんも多うございますので、市の方として、お話なりご相談に乗れる部分については、相談に乗らせていただくというようなことで、それぞれ地主さんの方にはお話をしているところでございます。

○松本（聖）委員

それは今、課長から聞いた話です。

例えば、この後、この地主さんが、宅地でも何でもいいですが、宅地として民間の不動産屋さんを通じて売却するとかというときに、小樽市が何かそういう手助けをしてあげるようなお話だったので、してもらえるのですかと。今まで4,000万円もの収入があった方々でしょう。分散して、重複している部分も入れたら、10人ぐらいで割ったとしたって1人400万円ですね。ならばですよ。もっとある人もいるし、少ない人もいるだろうけれども、けっこうな収入金額です。

オタモイの土地は、言い方は悪いですが、山の上の土地で、急な坂を上がって行って、建っている所はひな壇なので平らだけれども、この不況の中で、この土地が宅地としてそうそう売れるとも思われないわけです。決して便利のいいところではないと思います。

そうなったときに、その方々というのは、今までの収入がなくてもじゅうぶん暮らしていけるのかなと。そういう余計な心配までしてしまうわけですけども、裕福な方々なのですかね。

○建築都市部長

課長、次長から話がありましたように、私どもが必要とする土地については、基本的には、地主の方々とお話をして、そして購入という形になっていくのだろうというふうに思います。したがって、使用しない部分をどうするかということなのですが、基本的には、これはお返しするという考え方を持っているのです。

ただ、地主さんと個々に話をした中でいろいろな話が出てくる可能性があります。基本としては、市として、そこを必要としないとすれば、お返しするのが原則だと思っておるところでございます。

したがって、具体的に、中身をこうする、ああするという話には現段階ではもちろんなっておりません。

○松本（聖）委員

赤い線で囲っている再生区域というのも今は大半が民地ですね。これは小樽市が買い取る。そうすると、地主さんとしては当たり外れが出てくるわけです。今までは全部借りてもらっていて、あそこの所はかかったけれども、うちは用途廃止だという人が出てくる。その辺の調整というのは今までどういう話になっていますか。

○（建都）住宅課長

この再生マスタープランといいますか、オタモイの再生計画については、平成8年、9年にかけて策定した経過がございます。そういった中では、今まで長い間借地として借りていたという経過、それと同時に、今、長屋、平屋建てということで、規模は広がってございますけれども、今、中層耐火構造ということで集約というのが一つの大きな目的でございます。

そういった中では、一応、地主のご了解という中で折衝してきてございますし、私どもが、これを作成するに当たりましては、再三にわたりまして、計画についてきめ細かく対応した中で、一応ご了解は得られています。

また、それと同時に、赤枠につきましても、基本的には、将来のことを考えますと、買取り方向ということでございますけれども、地主さんの意向、あるいは市の財政状況等も勘案した中で、その辺については対応していきたいというふうに考えております。

○松本（聖）委員

それじゃ、地主さんの間で今後も問題は起きないのですね。かたや、用途廃止になって外れ、かたや、小樽市が買い取ってくれて当たりみたいなことには、将来にわたってもならないのですね。そういう民事的ないざこざが心配なものだから、聞いているのですけれども。

○建築都市次長

今、住宅課長が申しましたように、当時、計画に当たりまして、その以前から、それぞれの地主さんの方に個々の接触を持っております。

オタモイの住宅の再生計画につきましては、それぞれの地主さんにはご理解をいただいていると、現時点ではそういうような受け止め方をしてございますし、将来的に、一部の地主さんの方にはお返しすることについても、それぞれの地主さんのご理解を得ているというふうに受け止めてございます。

○松本（聖）委員

そうなのかな。僕が地主だったら、ちょっとひっかかるものがある。だって、もしかしたら全然売れない、だれも借りてくれないであろう土地を今さら返してもらっても、地主としてはうれしくない。たまたま赤線の中に入った人は、今後も、未来永劫とは言わないけれども、もしかしたら、どかんと買ってくれるかもしれないし、毎年また地代金としていただけるかもしれないということですね。

その分布がどうなっているか分からないから、あくまでも、当たり外れ、○×に二分して話をしていますけれども、それで全く問題が起きていないのだということですが、その検討の過程、地主さんへの説明の過程でそういう話は出ませんでしたか。

○建築都市部長

当然、人の財産の上に物を建てるということがあるわけですので、この計画をある程度練る段階で、地主さんの方の意向を聞かせていただいた経過があります。その中では、言ってみれば、このエリアに入った方々は、そういう面では、将来、買うなり、場合によっては借りるなりということでは、担保されるといいますか、そういう考え方が出てきます。

そこから外れた方々ということになると思うのですが、この方については、一応、この計画についてはご説明をし、その中で、仕方がないねという話もあるのですけれども、中には、本当は市に買ってもらふとありがたいのだけれどもという本音も聞いてございます。これは、当然、これからきちっと説明した中で、話をしていくということが出てくると思います。

これは、いずれにしても、まだ先といっても、すぐ来るのかもしれませんが、そういう段階の中で理解を求めながら整理していく、こういう段取りになろうかというふうに思います。

○松本（聖）委員

その問題に関しては、何せ金の絡む話ですし、ましてや、金額が大きくて、個人としては何百万円とか何千万円とかという話になりますから、問題を残すことのないように、地権者の方々ときちんと話をさせていただいて、話を進めてもらわないと、地主さんを悪く言うのではないけれども、いつどこで、「わしは損した。」と、そういうことにもなりかねない。そういう心配があるのです。

それと、市有地として持っている土地で、用途廃止になる部分がかなりの面積になるのですが、この処分とか、今後、検討されるということなのですけども、この面積ですから、宅地として考えると、売るしかないなというような発想しかないのだけれども、これはどのようにお考えですか。

○建築都市部長

今、B団地の方を計画していますけれども、A団地は、まるまる市有地として、将来的には空地というようなことになってくるのかなと思います。

これにつきましては、おっしゃるとおり、どういうふうな利用の仕方があるのか、あるいは売却していくべきなのか、その辺の検討はまだしておりません。例えば、小樽地域全体を考えたときに何が必要があるのか、そのことも、全庁的な中で、あるいは地域の方々の意向の中でどうするのか、こういうことは出てこようかと思います。

それから、さきほど、いろいろ先のことをご心配いただきまして、本当にありがたいことだというふうに思います。

○松本（聖）委員

ぜひとも有効な活用方法をまずご検討いただきたい。

例えば、この周りは全部戸建ての家が建って、囲まれた状態ですから、個人的には、これは宅地として売ってしまった方が有効なのかなと。一部、街区公園というか、公園整備をするにしても、大半は優良な宅地とした方がいいのかなと。A団地といっても、ここの所はそんなに急坂じゃないですよ。整地の仕方によっては、じゅうぶんに宅地として使える場所でございますので、その辺のご検討をぜひとも頭の片隅に置いていただきたいなと思っております。答えろと言っても無理な話ですね。

○建築都市部次長

実は、当初、A団地はここで建替え計画をしていたのが、A団地の建替えを辞めて、B団地にしたという理由なのですが、A団地は急坂な場所が結構ございます。この図面の左手の方のグリーンになっている部分の消えている部分は、ちょっとこんもりした丘みたいな形になっていまして、ここの所は地形的になかなか使いづらい部分です。

また、図面で言いますと上の方、オタモイ線の方の道路寄りにしてもちょっと窪地になっているとか、それから、オタモイ線から上がる道路が、ロードヒーティングはしていますけれども、十数パーセントの勾配があるとか、地形的に平坦ではなく、かなり使いづらい地形になってございます。そういうようなこともございまして、A団地は用途廃止ということになったのですけれども、ただ、現に市営住宅が建っている場所、このあたりにつきましては、建物の解体後、整地をすることによって、一定部分については、その後の活用というのは可能な部分もあるのかなと。

というのは、全体をすべて宅地化するというようなことは難しいにしても、地区の状況を見て、整地後の状況を見ながら、このあたりの部分は、ご指摘のございました公園的な部分、それから宅地的な部分ということも踏まえて、検討させていただきたいと思います。

○松本（聖）委員

いずれにしても、有効な活用方法をご検討いただきたい。

一概に、傾斜地だから宅地には適していないのだという発想はいかがなものかなと僕は思います。諸外国を見ても、急坂な土地に極めて使いやすい家を建てて、快適な生活を送っておられる例もたくさんございます。

どうも、日本の宅地化というと、ただ真っ平らに削ってしまおうというところがあって、あまり好きじゃないのですが、土を動かすのは何せお金がかかる話ですから、ぜひとも、斜面を利用した建物ということも考えていただきたい。こういうことは、そもそも民間のデベロッパーが考えることなのでしょうけれども、あの人方に言わせると、斜面だから要らないとかとよく言われるのです、土地の仲介の場合は。

こういうのは官主導でもいいと思うのです。小樽市みたいな山坂の多いところは、斜面の利用方法みたいなものを官が研究して、民間に発信していく、そういうことも考えてはいかがかなと。僕は建築のことはよくわかりませんが、建築をなりわいとしているプロの方々は、そういうこともちょっと考えていただきたいという気持ちがありましたので、こういう話をさせていただきました。部長、どうなのでしょう、技術屋さんとして。

○建築都市部長

私は技術屋ではないので、大きなことは言えないのですが、おっしゃるとおり、斜面を利用するやり方というのは、幾つか実際にあるというふう聞いていますし、また、今までの中でもそういうやり方をしているところがあったりしています。そういう斜面を利用した考えられる余地というのはあるのだろうというふうには思います。

さきほど言いましたように、この地域につきましては、どういうふうな利用をするか、あるいはどう考えるかということは固まっています。個人的には、小樽市の財政が厳しいので、買っていいという方がいれば、それもまた非常にいい選択肢になるのかなということも感じております。

以上です。

○松本（聖）委員

◎国の補助事業による下水道ポンプ場工事について

それじゃ、ちょっとだけ聞かせてください。

去年の4定の補正で、国の補助事業だったと思うのですが、水道の方で2億円の工事費が計上されていたのです。これはその後どうなっているか、ちょっと教えてもらえますか。

○（水道）下水道事業所建設課長

委員がご指摘のとおり、昨年4定で、2億円の補助事業の追加内定がございまして、2億円の補正をいたしております。

私どもといたしましては、平成14年度に予定していた工事のうち、塩谷、張碓両地区の未整備箇所の早期供用開始のための、両地区の中継ポンプ場の施設にかかわる工事について、前倒しして行っているところでございます。

○松本（聖）委員

塩谷、張碓の割りふりというか、金額的な分配を教えてくださいたいのです。

○（水道）下水道事業所建設課長

塩谷、張碓の割りふりということでございますけれども、塩谷の第2中継ポンプ場の工事が1億3,000万円強、それから、張碓の第2中継ポンプ場の土木建築工事ということで6,000万円強を割りふってやっております。

○松本（聖）委員

そのポンプ場の方の工事の内容というのは何なのですか。

○（水道）下水道事業所建設課長

塩谷の第2中継ポンプ場の工事の内容でございますけれども、電気設備工事、中央監視制御装置等の工事となっております。

それから、張碓の第2中継ポンプ場につきましては、土木建築、付帯工事、それから上屋工事という内容になってございます。

○松本（聖）委員

下水道というのか、この前からちょっと気になっていたのですが、色内ふ頭というのか、処理場がありますね。

あそこの電気の工事で毎年 2,000万円とか 3,000万円とか、少ないときでも何百万円とか、毎年そういう支払いが発生しているのです。詳しい内容は忘れましたが、今ちょっと思い出したので話をしますけれども、落札している業者というか、実際に工事している業者が、何か固定化しているように思えるのですが、私の気のせいでしょうか。

○（水道）水間主幹

ただいまのご質問ですけれども、手元に、平成11年以降、過去3年間の工事実績がございますが、委員がご指摘のように固定化しているような受注形態にはなってございません。

その内訳でございますが、電気メーカーの明電舎が4件受注しております。神鋼電機が4件、もう1社、日新電機が1件、こういう内訳になっております。

○松本（聖）委員

総額でいいのですが、明電舎と神鋼と日新のそれぞれの金額は分かりますか。

○（水道）水間主幹

明電舎の受注金額が、11年度が3億 1,800万円、これはちょっと端数は切れています。それから、12年度が1億 5,000万円、13年度はございません。

ほかに、11年度に神鋼電機が 257万 2,500円、それから、12年度に、日新電機が1億 7,640万円、同じく12年度に神鋼電機が1億 9,134万円、それから、13年度に入りまして、神鋼電機が4億 8,783万円、日新電機が 6,525万 7,500円、それから、13年度にもう1本、神鋼電機で追加の分がございます、1,557万 6,000円ということになっております。

○松本（聖）委員

すみません。私の資料が偏っていたのですね。抜けていたのだと思います。

それぞれ、明電舎、神鋼電機、日新、この3件というのは小樽に営業所ですとか本社ですとかというのはあるのですか。

○（水道）水間主幹

いずれのメーカーも、支社並びに営業所は小樽にはございません。札幌にそれらの支社、営業所を構えております。

○松本（聖）委員

このたびの国の補助事業なのですけれども、2億円というお金を前倒しして持ってきているということは、すなわち、景気対策、雇用対策で持ってきているのだと思うのです。その2億円の金の小樽に投入されるわけですね。すなわち、小樽市の景気対策に使えという意向だと思うのですが、私のこの考え方は間違っているのですか。国の施策だから、日本国が全部潤えばいいのですか。

○水道局長

国の方から、道を通じてですけれども、補正予算については、委員が今おっしゃった意味もありました。ただ、これは4定でございますので、予算繰越しになるという前提の下でお受けをした数字でございます、実際の発注は14年4月に入ってから発注ということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その中で、何がいいかという事業選択をいろいろいたしました。その中で、張碓のポンプ場につきましては、新規の事業でございますので、土木建築、いわゆる市内業者に発注できるということになりました。あと、市内業者となりますと、管工事、いわゆる下水の管、管きょ工事になるわけでございますけれども、これについては、新年度、14年度に予定してございますので、14年度でぜひやらなければならない、至急やらなければならないものとしては、塩谷の第2中継ポンプ場の完成を早くやらなければなりません。

これは各党派説明をするときにもご説明いたしましたが、国道5号の塩谷側の延長が、14年度にできそうだと

う開建のお話もございまして、14、15、16年度になりますけれども、3か年かけて、塩谷の未整備地区の管きょ工事を早急にやりたい、3か年でやって、早く塩谷の水洗化を促進したいという意向がございまして、それに目掛けて塩谷の第2中継ポンプ場をやる。これは土木建築は終わっていますので、あと、機械と電気ということで、電気工事、電気計装をやる。これを受けようということで、総額2億円ということで道の方に申請したということでございます。

そういう意味では、地元業者に行かない事業ではないかということでございますけれども、管きょ工事については、14年度4月末にも本工事を発注できますので、これについては、それでなくて、私どもとしては、急ぐ工事の塩谷第2中継ポンプ場の電気計装の方に振り向けたということでございます。

○松本（聖）委員

張碓の分の6,000万円の土木工事、上屋の工事、これは100パーセント市内に落ちる、これは分かりました。

水道局の電気の方の受注状況を見てみると、年間何億円という金が小樽以外の所に行っている。当然、下請けを使っているだろうから、一部、小樽市には入っているのでしょうけれども、何億円という金が市外に流れ出ているわけです。そこが僕は理解できないのです。技術的に小樽にそういう業者がないのだと断言するのならいいのです。そうおっしゃってください。ないのだと断言して結構です。

しかし、どこかの代議士と一緒にしないでくださいね。余計なことを言うわけじゃないですが、この不景気なときですから、入札の条件を緩和するなりというようなことで、市内の業者が参入できるのであれば、それはそれでいいのかなと思うのです。僕は技術的なことはよく分からないので、小樽市内の業者さんが受注できるのかどうか、それは分かりません。技術屋さんに教えてもらわないと分からない話ですが、どうなのでしょう、その可能性というのはないのですか。みすみす、景気対策のお金として、小樽市の経済活性化を見越して、国が出してくれているというものを小樽市以外の所で使う必要はないような気がするのです。

○水道局長

補正予算のことにつきましては、そういうことでよろしいかということで、事業選択についての国と道の内示を受けてございますので、私どもとしては、そういう方向でやらせていただきたいと思います。

それから、当然お調べになった上でのご質問だというふうに思いますけれども、電気計装工事、機械工事につきましては、大手電気メーカーですとか、大手機械メーカーを私どもは信頼をしております。ここでないと技術的に無理ということで、あそこに残念ながら発注した。地元にも、全国にも馳せるようなメーカーがあれば、当然、私どもとしては、そういうところに発注をしたいと思いますが、残念ながら、そういう業者がいまいませんので、そういうことになっております。

ただ、浄水場、下水を含めまして、電気工事につきましても、地元業者とのJVで発注する工事を増やしています。これはよく調べていただきたいと思いますのですけれども、電気業界についても、地元と大手メーカーとのJVで何本も工事を発注してございますので、地元で参入できるものにつきましては、そういう方向で私どもも配慮しながらやっています。

ただ、委員もご案内だと思いますけれども、昨年から適正化法ができていまして、あまり地元優先ということを意図的にやりますと、これはやはり問題がございまして、ですから、私どもの方としては、そういうことにも配慮しながら、公明正大に、そして透明感を持たせた中で、工事の発注をしなければならないということにも配慮しながら、地元ができるものについては地元の方をお願いするという気持ちを持ちながら、工事を発注しているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

○松本（聖）委員

あまり地元地元と言うとおかしいと言うけれども、それは小樽市の予算なのです。国の予算を小樽市で使えというのじゃないですよ。道の予算を小樽だけ特別いっぱい持ってこいと言っているのじゃないですよ。小樽市の予算

を小樽市内で使えと言っているのだから、それは利益誘導とか、そういうことじゃないのです。例えば、地元だけで、銭函だけで使えとか、手宮だけで使えと言っているのじゃないのです。業者について、ここの業者だけに特定せいと言っているのじゃないのです。小樽市全部でという話をしているのですから、今、局長がおっしゃったことは、要するに利益誘導につながるという話なのでしょう、本旨は。

○水道局長

適正化法の中で、公正取引委員会としては、やはり一般競争入札が原則だと。私どもの方でも、指名競争入札でございまして、市内の業者さんだけの参加のもとで、管きょ工事なり排水管工事をやっています。ですから、そういう部分については、公正取引委員会としては一般競争入札が原則ですから、これは地域限定型でない一般競争入札で入札をするのが原則ですよという話があります。

ただ、地元でいろいろと事情があるだろうから、その中で、地元でやる部分について、公正で透明に、特定の業者ということではなくて、全体の中で工事を発注する分については、やむを得ない事情があるのだろうという言い方でございますので、私どもとしては、地元でできる工事については、そういう方向でやっています、地元でできない工事については、やむを得なく道外の業者に発注している、こういう状況になっているということですが、恐らく委員と同じ考えだと思っています。

○松本（聖）委員

舌足らずで申しわけないです。何せ景気対策、雇用対策ですから、小樽市内にその恩恵がなければ、何の意味もないことになってしまいますね。ただ施設ができましたよ、便利になりましたよというだけのために、今回、急に前倒して2億円をつけてくれたわけではないということ、これは局長が一番よくご存じですので、ぜひとも地元にながしかな恩恵が来るような発注の仕方を考えていただきたい。

確かに、全部が全部、一般競争入札になったら、それはコストは下がるかもしれません。この緊縮財政の中ですから、その方がいいことは分かっていますけれども、それをやると、企業体力が大きいごく一部の企業だけが生き残って、小さいところは淘汰されていくという形になりますし、特に、技術力について、局長がおっしゃるように、小樽の場合は全国的に見ても飛び抜けていいというわけではないのかもしれませんが。ですから、そういうところは真っ先に淘汰されていくという形になって、小樽市内の電気屋さんが、みんななくなってしまうということにならないように、市内の業者の保護に努めていただきたいと思います、お願いをして、終わります。

○副委員長

それでは、この際、暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時15分

○副委員長

休憩前に引き続きまして、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○高橋委員

◎消火栓の折損事故について

それでは、初めに、水道局に1点だけお伺いしたいと思います。

昨日、報告がありました消火栓の事故についてなのですが、まず、この消火栓を使用した水道水の通常の事故の場合のことですけれども、区分としては、水道局の扱いということになりますか。

○（水道）総務課長

消火栓の折損事故で出ました水の扱いにつきましては、原因者の方から、その水の費用についてはいただくという形になってございますが、水道局の扱い、水道局の水かということであれば、私どもの水ということになると思います。

○高橋委員

質問があいまいで、すみません。要は、そういうことを聞きたかったのです。

そうしますと、請求は事故を起こした業者に対して行うということによろしいですか。

○（水道）総務課長

当然、原因者の方にその分の請求をいたします。

○高橋委員

それで、おおよそでいいのですけれども、今回の事故の損害額というのは出ておりますか。

○水道局次長

まだ正確なものは出てございません。それで、今、分かっているのは、水の使用量としては、180立法メートルぐらいの水が30分間の間に出ただろうということです。

それと、あと、消火栓が折損したことに対しての本体の復旧といいますか、その部分、さらに、今考えているのは、夜に職員が出動した分の時間外手当、さらに、折損したことによって、各家庭に濁り水が入りましたので、その減免分の料金、これはかなりの世帯になっていると思いますので、この辺の精査をして原因者の方に請求する考えでございます。

○高橋委員

その減免の件で、市民の方から問い合わせがあった件なのですけれども、どのように周知をするのか。それから、減免の内容について、自己申告制で、うちは何リットルですとか、時間数でいけば、上限が400リットルなら400リットルだとか、500リットルなら500リットルだとか、そういう制限があるのかないのか、その辺の内容についてはどうですか。

○（水道）給水課長

減免の量につきましては、蛇口から出る量は大体決まっていますので、苦情の電話があったときに水を放流してもらいまして、きれいになったときに、また電話をかけてもらい、放流してもらった大体の時間を推測しまして、それによって量を決めております。昨日の場合ですと、平均、1軒当たり2立方メートルぐらいになろうかと思えます。

○高橋委員

これは、さきほど聞きましたけれども、自己申告制になりますか。

○（水道）給水課長

被害を受けたといいますか、そのまま蛇口を使わなければ、配水管の中に入った濁りがそのまま通過しますので、あくまでも蛇口から出してもらった量ということで、申告制にしております。

○高橋委員

それじゃ、その被害を受けた人か、そうでない人かという判断は、自己申告制で、その方の内容をすべて信用するということによろしいですか。

○（水道）給水課長

電話が来ました件数といいますか、その家庭について減免する形になります。

○高橋委員

分かりました。そのときにはスピーディーに処理をお願いしたいと思います。

◎臨時市道整備事業について

それでは、土木部に伺います。

除雪について聞こうと思ったのですが、辞めます。

それで、臨時市道整備事業について何点かお聞きをしたいと思います。自民党の松本（光）議員とちょっとダブるかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず、臨時市道整備事業は、いつから事業がスタートされたのか。それから、この事業の性格についてお答えください。

○（土木）土木事業所長

臨時市道整備事業としての位置付けがいつからかということで、至急調べてみたのですが、その年度がいつからというのはちょっと明確にならなかったで、その部分については、ご容赦いただきたいというふうに思いますけれども、臨時市道整備そのものの目的としては、市民生活の安全なり快適性を維持確保するために、市道を整備していくということが、大きな目的としてあるというふうに考えてございます。

○高橋委員

その主な事業内容についてはどうことがありますか。

○（土木）土木事業所長

事業の内容といたしましては、さきほどご説明いたしましたけれども、側溝を整備するとか、舗装を新設する、道路改良を行う、そのほか、道路付帯としての擁壁の築造であるとか、のり面の維持であるとか、こういうような工種が主な工種でございます。

○高橋委員

それでは次に、小樽市道の路線数と全体の延長距離、それから、側溝の延長距離も分かりましたらお願いします。

○（土木）水沢主幹

市道の路線数は、平成13年4月1日現在で 1,372路線、それから、市道の実延長が 546キロメートル、舗装延長が 406キロメートルとなっております。

○高橋委員

側溝は分かりますか。

○（土木）水沢主幹

申し訳ございません。側溝については資料がないので、すみません。

○高橋委員

さきほど、事業の内容で、側溝の内容もあるというお話を伺いました。全体の距離数の中で、側溝の長さが分からないということなのですけれども、おおよそ、小樽市内全体でどのぐらいの割合の側溝が直されてきたのかというの押さえていますか。

○（土木）土木事業所長

その部分が土木部としても非常に弱い部分で、道路台帳等の整備をしなければならないというところがそこにございまして、道路履歴であるとか、そういうものを整備していかなければならないという意識を持っております。

ただ、最近の直近の部分であれば、どういう年度でどの部分をやったかというのは、図面に落としてありますけれども、昔からのものの整理が、まだきちんとされていないというところがございますので、すべて数字的なものは押さえ切っていないという状況でございます。

○高橋委員

ちょっと悲しいお話なのですけれども、いつからの年度のものが図面として残っているのですか。

○（土木）土木事業所長

土木事業所の整理について、私の認識している部分で言えば、過去5年間ぐらいの部分は図面に落としたものがございすけれども、それを路線ごとにきちっと台帳的なもので整理しているという状況までにはなっていない、そういう状況でございす。

○高橋委員

5年というのはあまりにも少ないですね。

昨日、路線図のデジタル化ということでお話をさせていただいたのですが、そのときに側溝についても、ぜひ入れていただきたいなど。これは要望です。

事業数になりますけれども、さきほどありました事業数の58は、新規が27、継続が31ということになっているのですが、この計画については、どのように決定をされてきたのかということをお話していただきたいと思います。

○（土木）土木事業所長

この路線の位置付けを決めるに当たりましては、さきほど若干ご説明させていただいておりますけれども、まず、地域要望であるとか、市の独自の道路パトロール、そのほかに、除雪の業者であるとか、市のかかわっている関係者からの聞取りの中で、要望箇所数というものをすべて整理させていただいております。

その順番といったしましては、まず、それぞれの路線の道路規格の振分けを行いまして、それぞれの重要度、いわゆる緊急性であるとか事業効果、これらを見て、さきほども言いましたけれども、市内の中心部の活性化であるとか、市内でいろいろ行われているプロジェクトとの関連性、こういうようなものも勘案しながら、優先度をつけて58路線を計画したということになってございす。

○高橋委員

その順位のつけ方なのですが、もうちょっと分かりやすく説明してほしいのですが、例えば、緊急度だとか、こっち側が優先するということで、具体的に市民の方が見て、なるほど、こっちが先なのだなというふうに説明するとした場合、そういう項目はありますか。

○（土木）土木事業所長

具体的なポイントといいますのは、側溝整備で言いますと、側溝の老朽度、又は側溝が入っていない、いわゆる窪みと言いますか、そういうところでは、その整備をしなければ、洗掘等で被害が拡大するというふうに思われる場所であるとか、擁壁の工事であれば、その部分を放置しておくと、近隣住民の生命や財産に被害が及ぶとか、こういうものを見ながら、優先順位をつけているということでございす。

○高橋委員

この決定はどこで行いますか。

○（土木）土木事業所長

当然、原案は土木事業所の方で案をつくり、部内で、部長と次長、それから建設課長なり公園課長なり、土木部の管理職なりの方々にこの箇所を見ていただいて、ほかに優先するものがあるのかないのかという議論を経て、土木部としてこの案をまとめるということでございす。

○高橋委員

そうすると、土木部内では最終決定権は部長にあるということになりますか。

○土木部長

事業所長は遠慮がちに話してはいますが、実は評価書がございす。たしかAからCぐらいまでですが、側溝なり道路改良なり舗装補修なり、おのおのについての評価書をつくって、それをまとめたものを出していただいて、部内で、ほとんどの課長に入ってもらって、皆さんの意見を聞いて、その中で、これは先送りしていいのではないとか、もっとほかにあるのではないかという意見を聞きながらということですよ。

とりあえず、今回はこういうことでお出ししましたけれども、今後また、各課長からの意見を聞いて、削除するものとか追加するものというようなこともあり得るという、そんな整理をしております。

それと、前段、所長からご説明した臨時市道のことなのですが、ちょっと補足させていただきますと、たしか昭和50年代の前半だったと思うのですが、国の方で、臨時市道整備事業債という起債制度がとられたのですが、それは、当時、道路についての要請がどんどん強まってきて、市町村道レベルの整備の予算が補助では追いつかないという中で、起債事業を別途認めていこうという整理の中でできた制度で、言ってみれば、補助レベルにはならない、もう一つ下のレベル、そういうことで、維持ではない改良整備についての予算を、市町村に配分するという趣旨でスタートした事業です。

○高橋委員

側溝についてちょっとお聞きしたいのですが、側溝のふたをかけるかけないで、市民の皆さんから非常に要望もありますし、問い合わせもあります。こっちの幅員は広いのに車道ふたがかかっていたり、それから、幅員が狭くて歩道がないのにふたがないとか、そういうさまざまな意見があるわけですが、その基準というのはどのようなになっていますか。

○（土木）土木事業所長

側溝のふたの問題は、いろいろな所でいろいろなケースがございます。臨時市道整備で側溝整備をやるのは、今ではほとんど落ちぶた側溝という様式にて側溝整備を行っておりますので、必然的にふたがかかっています。

そのほか、臨時市道整備でなくて側溝のふたをかけてほしい、そういう要望の基準でございますけれども、あくまでも、その地域の道路の使われ方、例えば、通学路であるとか通勤路であるとか、近くにバス停があるとか、そういう場所で、ふたをかけることによって、歩道までは整備はできないけれども、ある程度、歩行者空間が保たれるという、そういうところは優先的にふたをかけていく、そんな考え方を持っております。

そのほか、除雪なんかで支障がないよう、逆に、ふたをかけて、道路の幅員を広げることによって除雪車も動きやすくなる、そういう場所があれば、そういう箇所についても、優先的にふたをかけていくということでございます。

そのほか、町内会から多く出てきておりますのは、ごみステーションの付近は、ごみが落ちやすいので、ふたをかけてほしいという要望がございますので、その辺については優先度が高いという形で、市の方としても協力しているところでございます。

○高橋委員

歩行者を優先するというお話でしたけれども、歩行者を優先するといった場合に、どういう判断をするかというのが非常に問題になるわけです。こっち側の道路では人が多いから当然必要だろうと。それじゃ、そっちの人は少ないからいいのかという、そういう判断になるわけですが、その辺の明確な基準というのが、なかなかないのかなと。市民の皆さんも理解しづらいのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○（土木）土木事業所長

それは、道路そのものの市道の格付けというものと、かなり表裏一体的な考え方をしなければいけないと思うのですが、それでも、住宅街で、例えば、明らかにその地域の沿線の方のみの市道の部分、よく袋小路というふうに言いますが、そういう部分のグレードと、バス通りであるとか、循環線的に通過交通が多いとか、こういう部分が道路の格付けとしては高くなりますので、市の方としては、そういう道路から考えていかなければならないというふうに思っております。

○高橋委員

そういう要望があった場合には、土木部としては相談に乗っていただけるということでよろしいですか。

○（土木）土木事業所長

事業所なり、管理課の方にそういう地域の要望があれば、我々の方にご連絡をいただければ、担当職員を現地に行かせて、地域の要望の中身も把握して、優先度を考えていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、通常のふたのない側溝と、車道ぶたの側溝を工事した場合のメートル当たりの単価というのは、おおよそでいいのですが、押さえていますか。

○（土木）土木事業所長

まず、ふたの設置でございますけれども、通常、側溝は 240ミリから 450ミリという幅の側溝が非常に多くて、所によっては 600ミリという側溝があります。通常、240ミリぐらいの側溝で言いますと、人道ぶたで言えば何百円という 1 枚当たりの単価ですけれども、原材料としてそのぐらいで、車道ぶたで厚くなると 1 枚当たり 7、8 百円というぐらいの単価だというふうに思います。そのほかに、だれかに敷設してもらうということになると、設置費が若干かかるという形になります。

落ちぶたの 240ミリの敷設の単価でございますけれども、それは条件によって、掘削のやり方とか、そういう部分でお値段が変わりますので、その辺は、今、資料がなくて、すぐお答えできません。

○高橋委員

分かりました。それじゃ、また何かの機会のときに個別にお聞きしたいと思います。

◎まちのカルテについて

質問を変えます。

まちづくりの件で、先般も、まちのカルテということでお話を聞きました。過去にまちのカルテを建築都市部が作ったというお話を聞いたのですが、その事実についてお伺いします。

○（建都）都市計画課長

私どもは、カルテと言うかどうか、ちょっと分からないのですが、実は、都市整備の計画を立てて、それを実施する上で、現状の調査だとか、まちの人口動態だとか、そういったもろもろの調査をする基礎調査というのがありますが、5年ごとに調査を実施しているところです。

これに基づいて、内部的なものとして、地域割をしまして、地域の状況、例えば、建物の老朽化率がどういう状況になっているのか、それから、地域地域で建物と土地の関係で、建ぺい率がどれだけ使われているとか、容積率でもどのぐらいの容積率を実際に使っているとか、そういった内部的資料として作っております。それをカルテと言えるのかどうか、ちょっと分かりませんが、そういったものは作っております。

○高橋委員

私が、前に聞いていた「まちのカルテ」という意味合いのものではないということになりますか。

○（建都）都市計画課長

カルテと言うかどうか分からないのですけれども、それを元にして、基本的に、都市計画の変更だとか、まちづくりの資料というふうな形にさせていただいておりますので、そういう意味ではカルテと言えるのかなという気はします。

○建築都市部長

今、課長の方から説明をしておりますけれども、前回の高橋議員の質問の中で、そのような状況をデータベース化すべきだ、それを有効に使っていくべきだ、数値化してやっていくべきだ、こういうような趣旨のカルテ作りというふうに私は理解しておりました。

今、課長が説明しておりますのは、実は、地域ごとにどういう課題があり、どういう現況があるかということ平成8年8月に調査して現況を把握した、こういうふうな内容になっております。名称が、「小樽市都市計画市街

地整備のための地区カルテ報告書」というふうな形でまとめられているということでございます。

○高橋委員

それは内部用のものということですから、例えば、私が見たいと言った場合に見せていただけるのですか。

○（建都）都市計画課長

見せることは可能だと思います。

○高橋委員

さきほどの基礎調査は平成8年ですか。5年ということは、13年にもやっているということになりますか。

○（建都）都市計画課長

平成8年にそういう形で作っているのですが、これを5年ごとに更新していくという形にはなっていません。ただ、基礎調査に関しては、当然、法で決められていますので、これについては5年ごとに実施をしているのですが、カルテに関しては、平成8年に作ったのですが、それを更新するような形にはまだなっていません。ただ、内部的には、これを見ながら、地域ごとに何かあったときには修正を加えながら、計画をたてるという形になっています。

○高橋委員

分かりました。それじゃ、後日、今後のためというか、勉強のために見せていただきたいと思います。

◎住宅管理公社職員の対応について

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

住宅供給公社でしたか、市営住宅の申し込みをするところ、この公社についてちょっとお聞きしたいのですが、この公社の目的、それから設立時期と事業内容について説明をお願いします。

○（建都）住宅課長

供給公社でなくて、管理公社のことだと思いますが、基本的な設立の目的といたしましては、北海道の道営住宅がございますが、これの管理を目的として設立された、そういったような経過になってございます。

設立時期につきましては、道が出資という形をとった中で、資料を持ってきていませんが、たしか平成2年ころだったと思っております。

事業内容につきましては、道営住宅に関する入居者の受付、それから修繕・営繕、そういった部分で、市営住宅の管理をしているような部分を道営でやっています。それと同時に、私ども市営住宅の一般公募に際しての受付を市の方から委託している、こういうふうなことです。

○高橋委員

設立の時期をもう一回言ってください。平成2年と聞こえたのですが、いつですか。

○建築都市部長

設立時期ということでのご質問でございます。これは、北海道の住宅管理公社という形で、言ってみれば道の丸抱えの公社ということになっています。したがって、設立時期は、たしか、平成2年でなくて、もっと早くに設立されているはずです。ただ、今、2年と言ったのは、小樽に窓口が設置されたのが平成2年ではないかなというふうに思います。

○高橋委員

そうしますと、これができる前は、住宅課で直接受け付けていたということになりますか。

○（建都）住宅課長

市営住宅についてはそのようになっています。

○高橋委員

ということは、今の公社がある場所というのは平成2年からということですか。

○（建都）住宅課長

今、急に聞かれましたので、調べたいと思いますが、基本的には、あそこの場所で、もうちょっと早かったのかなというふうに思います。

○高橋委員

分かりました。

それで、問題になるのは職員の対応なのです。

前にもお話ししましたが、非常に対応が悪いという苦情が、また私どもの方にも入りました。その方が言われたのは、直接こういうふうに言われたかどうかは分かりませんが、申し込む資格がないという言い方をされたそうです。この言葉が強烈に残ったので、こういうことだったと思うのですけれども、前にもお話したときに、ここの職員の方の対応がまずいというお話をしたと思うのですが、その後、どういうふうに指導されたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○（建都）住宅課長

私どもにもそういうふうな苦情が入ってございまして、管理公社は、本部が札幌にございますけれども、私どもの市のOBの職員が、あそこの主任という形で張りついてございます。そして、職員も、正職員で5人、臨職で1人と聞いてございますけれども、主任という立場の中で、一応、管理というのですか、そういった部分でやっているということがございまして、そういった部分で、苦情が入っているということで、市民として市営住宅のお願いをしているという経過も含めて、対応については適切にということで指示してございます。

また、そういった中で、今回もそのようなお話があったということに対して、大変申し訳ないということと同時に、そういった苦情について、適切な対応をとるような形でお話をしていきたいと考えております。

○高橋委員

要するに、目に見えないところでやられている、そういう印象が強いわけです。できるのであれば、切り離して、住宅課で直接受け付けてくれないか、もしくは総合サービスセンターで受け付けてくれないかという要望も実はあるのです。そういうふうに構造的に変えるということはできないのでしょうか。

○建築都市部長

基本的には、申込者の気持ちをどういうふうに、しん酌できるかということで、個人の感覚といいますか、それがまず基本にあるのだろうと思います。これは、市が窓口になっても、その職員の対応によっては、同じような現象が出てくるのだろう、こういうふうに思います。

ただ、我々は、その人がどういう気持ちで申込みをしたか、あるいはどういう状況であるかというのをきちっと聞く姿勢というのはどこであっても必要だろう、こういうふうに思っています。

さきほど課長から話がありましたが、前回、同じような話があって、早速、主任の方にきつくそういう話をしたわけですが、残念ながら、それが徹底していないという状況があるとすれば、きちっとまた指導する、あるいはその実態を含めてお話ししなければいけないというふうに思っております。

もう一つは、さきほど、市の住宅課、あるいはサービスセンターの窓口でということをおっしゃっていただいたのですが、逆に言えば、私どもは、ある部分では信頼を受けている、こういうようなことで非常に気持ちのいい話になるのですが、ただ、市としては、申込みについても、こういう状況の中で、できるだけ努力して工夫しながら、財源を求めながらやっていかなきゃならないということもあるものですから、例えば、委託できるものはできるだけ委託をしていくという姿勢になっておりまして、これを改めて、構造的な形で小樽市がもう一回戻してやるということは今のところ考えていない、こういうふうに申し上げたいと思います。

○高橋委員

要するに、業務体制としてはあそこの部分しかないわけですね。総合サービスセンターでいけば、ほかのいろい

ろな受付をしています。人の目もあるということで、対応も違うのではないかと私は思うのです。この公社の中で受付をしていけば、要するに、1対1みたいなものですから、借り手側も非常に弱い立場というのですか、そういうふうにしてもならざるを得ないのではないかとと思うのです。ですから、構造的に、そういう形ではなくて、いろいろな人の目があるところに受付を持ってくるということが、改善策としてあっていいのかなというふうに私は思っていますけれども、いかがですか。

○建築都市部長

おいでになった方に対して、どういう形で対応するかという一つの方法だろうと思うのです。それは、例えば、個人と個人、1対1で、ブースがあって、そこでお話をするとすると、今言ったような人の当たりによってそういう問題が生じる可能性があるかもしれません。したがって、その辺の工夫ができるとすれば、今言った話も含めて、そんなことも管理公社の方とも話してみたいなと、こういうことです。

○高橋委員

いずれにしても、そもそも、受け付ける方の人柄だとか人格だとか、そういう形になると思うのですけれども、対応については、部長が言いましたけれども、じゅうぶん検討していただきたいし、じゅうぶん注意をしていただきたいというふうに思うのです。

どういう内容のものを指摘したのか、それから、どういう打ち合わせをしたのかということ、ぜひ私の方にご報告願いたいと思いますけれども、いかがですか。

○建築都市部長

今の件につきましては、早速、先方に伝えて、どういうふうな考え方を持つべきかということで、大至急、ご返事をしたいというふうに思います。

もう一つは、これは担当する職員だけの問題ではありませんが、直接私が聞いているわけではございませんので、この話の中でどういういきさつがあったか分かりません。ひょっとしたら、申込者の中にも落ち度があったかもしれません。そのあたりも含めて、実態が分かれば、お聞きしたいというふうに思います。

○高橋委員

終わります。

○副委員長

それでは、続きまして、民主党・市民連合。

○武井委員

◎オタモイ団地敷地の賃貸借契約について

まず、ご説明をいただいた中から幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、建都の方で、オタモイ団地の問題なのですが、資料の3の(2)のところに、C団地の入居者を勝納1号棟にと、これは分かりました。A及びB団地入居者の一部を勝納2号棟にと書いてある。この一部の選定の仕方はどういうふうにしていきますか。

○（建都）住宅課長

A、B団地の入居者は、現在、2枚目に書いてございますけれども、65人、62人ということで127人でございます。そういった中で、今、新B団地につきましては、全体で、2棟建てまして105戸ですので、数字上からいきますと、22戸ほど地区外、こういうような考え方になってございます。昨日もちょっとご議論がありましたが、基本的な部分としては、AとBの中で、希望があって、そこで偏れば公開抽選という形になろうかなというふうに思います。ただ、現在、意向調査等の中で、整理させていただきたいというふうに考えております。

○武井委員

これは最終的には抽選でもって決める、こういうふうに理解していいのですか。

○（建都）住宅課長

実際は、一部移転ということで、選択肢として勝納もあります。ただ、入居者説明会の中でも、いろいろな選択肢があらうと思うのです。新B団地に残る人、あるいは、今言ったように、勝納に行く人、既存の団地に行く人、それぞれのニーズというのがあるのです。それで、そういった部分の意向を聞きまして、そういったものを整理した中で、基本的には、地区外移転というのですか、これを整理していきたい、こういうふうな形で整理している段階でございます。

○武井委員

あまり難しく言わないでほしいのですが、127戸のうち105戸は入れる、したがって、22戸はあふれ出る、その選定に当たっては、抽選という最終手段をとってやるのだと。もちろん、その前には、希望その他いろいろあるのでしょうけれども、どうしても22戸余ってしまうと、これは抽選だ、こういうふうに理解していいのですか。

○建築都市部長

昨日も同じような話がありました。基本的には、まず、再生マスタープランの中で、C団地が用途廃止ということで位置づけられているわけです。したがって、C団地の方々には、ここは将来的には用途廃止されるので、こちらの方にどうですかという話をして、その希望を聞いております。中には、オタモイにぜひ残りたいという方もいます。

それじゃ、当初、我々が予定している部分が確保できるかということもありまして、いずれにしても、A、Bの建替えになってきますので、A、Bの方々についても意向を聞いております。そういう中で、勝納の方に行きたいという方がいれば、トータルでまとまれば、それは一つの解決方法ですし、申込みが多かったりすれば、場合によっては説得をしなければならない部分も出てくるかもしれませんが、例えば、一つ方法としては抽選でもって決める、こういうようなことも出てくるというふうに思っています。

○武井委員

さっき、私の聞き違いなのかどうか分かりませんが、105戸の分はもう許可が出ただけけれども、あとはまだ出ていないように聞いたのです。さっき言った黒枠は許可が出たけれども、黒枠以外はまだ許可が出ていないというふうに理解していいのですか。ここのところをちょっと確認したい。

○（建都）住宅課長

黒枠のところは、許可というよりは、計画期間として国の承認を受けた部分ということです。それで、一応、補助採択としては、その計画として認められたということでございます。

○武井委員

黒枠でないところは、まだ国から許可を得ていないということですね。

○（建都）住宅課長

検討期間として、これからそのスパンの中で申請していくということになります。

○武井委員

次は、さきほど市民クラブの松本（聖）委員からも話が出てきましたが、今回、さっきの色分けしたような中で契約をとれる部分が出てくる、こういうことなのですけれど、これは、さきほどいろいろお金の問題などが出ましたけれども、今まで賃貸契約をしていた中では、いつまでいつまでという年限を入れた中での賃貸契約をするのじゃないですか、いかがですか。

○（建都）住宅課長

双方に異議がなければということで、当初の形で契約して、毎年の契約ではございません。異議がなければ自動更新という形をとっています。

○武井委員

だから、契約は、異議がなければ自動的にになっているのかもしれないけれども、ちゃんと契約はきちつきちっとなっている建前になっているでしょうということなのです。そうでないと、さきほどの松本（聖）さんのような意見が出るわけです。それがきちつきちっと、来年の3月31日まで、その次はまた3月31日までと契約ができていれば、切れたって、補償の問題とか、その他何も問題がないわけですから、賃貸契約はきちっと結ばれているのでしょうかということです。

○（建都）住宅課長

そのとおりでございます。

○武井委員

それ以上に松本（聖）さんは考えてくれているのだろーと思いますけれども、そういうふういきちっと契約さえできておれば、その人たちも、今度また更新期には契約をしなければならないとあらかじめ分かるわけです。私の言っている意味が分かりますか。分かりますよね。賃貸契約をきちっと結んでいけば、切れる時期は決まっているわけですから、更新しない限りは切れるわけですから。

○建築都市部長

これはきちっと整理しておかなければならない話なのですが、今の武井委員の質問では、毎年毎年、3月31日に賃貸契約が終わる契約になって、次のときに新たにまた3月31日までという契約をしているのか、こういう趣旨のご質問だというふうに私は理解しているのですが、そうではないということです。

というのは、土地だとか、こういう建物とかは、1年契約にしても、契約期間が民法上ではもっと長くなってしまふのです。したがって、1年契約は無効になるという一つの要素があるのです。

ただ、うちの方の契約の仕方は、来年も、当然、公営住宅があるわけですから、お互いに何かなければ、その1年はまた更新されますよという契約になっているのです。したがって、何年何月何日までで解約しますよという契約にはなっていないのです。したがって、今のこういう問題については、こういうような状況が出てきたので、これについては、例えば、16年からあそこに建物を建てたときには、あの土地はその前に双方合意をして解除して、そして手続に入っていく、こういう形になります。

○武井委員

そこをはっきりしてほしいのですが、2年契約なら2年契約でもいいし、1年契約なら1年契約でもいいし、5年スパンというのなら5年スパンでもいいのですが、きちっとした賃貸契約を結んでやっているのでしょうかということを念押ししているわけです。

○建築都市部長

きちっとした賃貸契約を結んでやっていることは間違いございません。

○武井委員

そうすると、賃貸契約の年度の途中で切れるようなことであれば、これは当然話し合いをしなきゃならないけれども、きちっとした切れるときを節目にしてやれば、今後、契約解除がされるかもしれないと。その前に説明会を開いておれば、なおさら、この時期で切れるのだなということは、本人はおのずと分かっているのじゃないですかということを私は言いたい。いかがですか。

○（建都）住宅課長

当初契約でそういうふうな形で結んで、双方異議がなければ、そういう形で継続していくという契約書はもちろんございます。解約する場合も、基本的には、事前にお話し申し上げて、双方合意の中で、何月何日に解除しますということで、その中で合意の契約を結んで解除する、こういう手続になると思います。

○武井委員

これは、賃貸借契約として、甲と乙との間の契約で結んでありますから、合意に達したときには解除されるのか、細かな定款というものがあると思うので、それはそれでいいと思うのです。そういうふうにやってください。

◎臨時市道整備について

それから、所長の臨時市道整備の説明の中で、見直しもあり得るとさきほども言われたのですけれども、一番最初の説明の中でも言われました。この見直しがあり得るという意味はどういうことなのか。

○（土木）土木事業所長

現在、うちの方で考えておりますのは58路線でございますけれども、例えば、そこを測量して、用地の問題等が出てきたとか、こういうことになると、やりたいというふうに思っておりましたけれども、ちょっとそれが年次的に遅れるだとか、また、さきほども申し上げましたけれども、何らかの原因で突発的に緊急性が高いものが出てきた、こういう場合は、58路線やらなければならないから、そっちが先ということではなくて、そういう緊急対応が発覚した場合は、そちらを先に手を打たなければならないということで、多少、弾力的な運用をさせていただきたいということで申し上げたところでございます。

○武井委員

要するに、今、所長は、話合いが整わなかったらと、後ろの方に引っ張っているようだけれども、調査の結果、逆に前の方に見直していくこともあるわけですね。いかがですか。

○（土木）土木事業所長

逆に、地域との話合いの中で、今、今年はここまでと考えているものが、そこまで伸ばした方が事業効果が上がるとか、そういうことが出てきた場合は、それも柔軟に対応していかなければならないというふうに思っております。

○武井委員

◎鉛管の問題について

次に、水道局です。

さきほど、鉛管の問題が出ました。早朝という時間的な意味は出ています。ところが、何月何日にやったのかというのが出ていません。ご存じのように、融点だとか、溶けるのは、温度が非常に微妙に関係します。ですから、これは4度が標準温度ですが、それらの中での溶解度というのは、私も水道の温度なんかをしょっちゅう調べているのですけれども、ほとんどが4度です。ですから、現在の4度の中でやったのか。これから夏になって水温が温かくなる、鉛管も温かくなると、どんどん溶ける率が上がってくるのです。

そうしますと、今こうやって数字は出していただきましたけれども、これに変化が生じるのではないかなと思います。したがって、これは夏季にやったのか秋季にやったのか、四季の中でいつごろやったのかということが一つです。

それから、夏季にはもう一回調査し直すのか、いかがか、この二つです。

○（水道）水質試験所長

今回の鉛の調査につきましては、11月8日から始めまして、2月26日だと思いますけれども、その間でやりました。今回の調査におきましては、新基準となる放流量を知るために、使用者に事前に1リットルの採水器を5本配布いたしました。それによって、新基準になる流量を推定いたしまして、その推定値の2倍を放流してくださいというような指導をしております。今、委員が言われたように、水温によって溶解度というのはかなり変わってまいります。今の調査は11月ですから、かなり水温が低いということで、実際に推定した推定量の2倍を放流してくださいという形で指導しております。

○武井委員

要するに、安全値をさらにとってありますよと、こう言いたいのですね。

○（水道）水質試験所長

そうです。

○武井委員

そうですか。

亜鉛は、無機物の中でも、8番目か9番目ぐらいの溶解度になっていますから、そういう意味では、できるだけ、今言ったように安全度を見てやっていただきたい。これは要望です。

◎融雪剤について

それから、これからいろいろ入っていくのですけども、まず、土木部に聞きます。

さきほど課長にもお尋ねしておったのですが、4月14日の資料は塩カリと書いてあるのです。これは塩化カリウムのことだと思うのです。4月14日以前の資料は塩カルと書いてあるのです。これは塩化カルシウムですね。私はそうだと思うのです。だから、あの融雪剤は取り替えたのですか。それとも、同じものを間違って、塩カルを塩カリと書いたのですか。この点はいかがですか。

○（土木）土木事業所長

昨日、委員会にご提出いたしました資料には塩カリというふうに書いてございます。これは、委員がご指摘のとおり、塩化カリウムの略でございます。それで、市の方で調べましたけれども、市の方の融雪剤として使っているのは塩化カルシウムということで、これは、大変申し訳ございませんが、塩カルということが正解でございましたので、ご訂正させていただきます。

○武井委員

分かりました。

それで、塩化カルシウムだということになりましたので、お尋ねするのですけども、塩化カルシウムは非常に電離度が高いものですから、踏切なんかにかかれますと、信号が赤に変わってしまうのです。赤のときは止まればいいのですけども、赤が青に変わったら、これは大変なのです。したがって、JRの方からも申し入れがあったと思いますけれども、これにどういうふうに対応しようとしていますか、伺います。

○（土木）土木事業所長

JRの方から、融雪剤の鉄道電気設備への影響ということで、市の方にも文書をいただいております。さきほど言った融雪剤は、電解物質のために、委員が今おっしゃったとおり、信号機を誤動作させるおそれがあるということでございます。鉄道事業者の方はどういうものを使っているかといいますと、多価アルコール系と言いまして、アルコール系の非電解質の融雪剤を使っているというふうに聞いてございます。この部分は調べましたけれども、非常にお値段が高いということもございます。

市の対応といたしましては、踏切前後の市道については、市が使っている融雪剤をまかないで、砂をまくということで冬期路面对策を行っているというのが現状でございます。

○武井委員

砂だと、滑りを止めるということで、雪を溶かすという効力はないと思うのですが、溶かそうとはしないのですね。

○（土木）土木事業所長

溶かそうということではなくて、そのほかに、圧雪状況を少なくするための除雪系の作業と、砂散布による路面管理というものをあわせて対応していくという考え方でやっております。

○武井委員

そうすると、そういう電気関係のところは、今後は、砂をまいて整備したいと、そのほかの影響のないところとか、それは今までどおり塩カルを主に使う、こういうことですね。分かりました。

◎冬期間の市道の通行止めについて

いよいよご質問に入っていきたいと思うのですけれども、幾つかの問題があります。

まず、さきほど久末さんから、ちょっと出たのですけれども、冬期間の通行止めの対応なのです。これは小樽市内に15路線あるそうですが、今、問題になって、昨日から出ているのは3路線なわけです。

私は、潮見台川沿線を申し上げているのですが、20日ごろから開通予定だということをお伺いしています。今年は雪が少ないので、10日間ばかり早まったということで、市民は非常に喜んでいます。今年はそういうふうに対応していただきましたけれども、来年、平成14年の冬といいますか、これは一体どういうふうに対応しようとするのか。

こういう生活路線については、危険だとかなんだとか、S字カーブだとか、いろいろ言いますけれども、せっかくつくられた接続路線といいますか、わずか200メートルくらいで主要の望洋線に行けるものを、わざわざ4キロ以上歩いて、龍徳寺のバス停の所まで行かなきゃならない、こんなむごいことがあるだろうかという気が私はするのです。目の前に見えていながら、そこに行けないという歯がゆさといいますか、それでは非常に困りますので、今年の冬は、このような特殊な路線についてはどう考えていますか。

歩行者のこともあるのです。道路はもともと車のためにあるのじゃなくて、人が歩くためにあったのですからね。お年寄りもいます。そういうような交通弱者の方々のことも考えて、冬でも、生活道路について、そういうようなところは何とか通行止めを解除していただいて通すようにできないのだろうか。15路線全部とは言いません。やむを得ないところはあるわけですから、それは承知しますが、今のような場合は、これは何としても通してあげたいと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○土木部次長

全体的に、15路線すべての現況について、私自身はまだじゅうぶん把握していませんけれども、私どもが通行止めにするというのは、道路管理者として管理がじゅうぶんできないという判断をして、やむなく冬期間は通行止めにしていきます。

問題は、例えば、人は歩ける状況で人まで止める、それが一つどうなのかなと、こういったお話かと思います。そういった判断をしたときに、どういう道路管理をするのか、歩道除雪的な機械で歩く道だけつくるという管理の仕方ができるのかどうか。

潮見台の件については、私も、夏場も通りますけれども、今おっしゃっている道は大変難しい道路といいますか、取り付けの所でかなり急坂ですし、クランクになっているし、道路幅が狭いということで、取り付け幅そのものはかなり難しい。

ですから、夏場も、上と下で待っていなければならないというような現状にある所なので、そういった部分かなり大きな要素で除雪が難しいと。こんなことで通行止めの判断をせざるを得ないのですけれども、ここの地区については、車も含めて、トータルの話なのかどうか、改めて管理課なんかとも話をし、町内の方々はどういう対策を講じることを望んでいるのか、逆にそのことができるのか、もう少し、1シーズンというか、シーズン明けからちょっと時間をいただいて協議させてもらいたいというふうに思っております。

○武井委員

そういう方向で、住民の方も陳情書を出したいというようなことも聞きました。それらの中身にも住民の要望がいろいろとあろうと思いますので、ぜひともそれらをやっていただきたい。そうでなかったらあまりにも酷です。子供の前に饅頭を置いて、「おまえ食うな。」と言うのと同じようなやり方だと思います。せっかく利便性を図っていただいた道路ですから、そういうふうにしていただきたいと思います。

◎陳情第13号 長橋3丁目21番・22番付近道路の整備方等について

次も道路の問題なのですが、長橋3丁目21番の陳情も出ている問題です。

毎回毎回、私もこの問題に触れているのですけれども、いよいよ、済生会の方にこれがバトンタッチされるような情勢になってきています。私たちが心配したのは、民間にいったら、自分の土地を絶対確保するために、塀でも回されたら、大変だなと思っているのです。それで、丸三年ですか、前に陳情が出てきたわけです。

この見通しについて、この28軒の人たちは、閉鎖された中に閉じ込められるようなことは絶対はない、こういうふうに胸をたたける状況なのかどうなのか。もしくは、どうしてもだめなら、別の路線をつくってくれと言っているわけですから、その対策についてどう考えるか、ご説明ください。

○（土木）田中主幹

陳情第13号の長橋3丁目、国立療養所の関係の道路なのですけれども、今年の10月1日をめぐりに国と北海道済生会の方で引渡しをするというふうに聞いておりまして、私どもは、あそこの部分の私道についてじゅうぶん承知しておりまして、今、窓口となっている保健所を通じて、済生会の事務局の方と、あの道路については市の方に移管してくれということで申入れをしておりまして、内々ですが、その了解はとれております。

ただ、10月1日の国との移管関係ですから、具体的にどの範囲をという詳細にまではいっていませんけれども、道路用地の確保については前向きに進めている状態にあります。

○武井委員

済生会がああ道路の位置づけを覚えていればいいのです。そこまで明らかにしてあるかどうか。あれは患者の避難道路の指定になっているのです。それで、国はだめだと言ってきているのです。済生会にいても、患者をそのまま引き受けるという前提があるわけですから、当然、避難道路というのは必要になってくるのじゃないかという気が私はするのです。それで、国の方は、避難道路に車が通ったりして危ないから、通行止めにせいという指示が出ているわけです。

そのことは、済生会になっても条件は同じだと私は思うのです。だから、その点をきちっと分かっていて、済生会は、いいよと言っているのかどうなのか、これは非常に疑問でございますので、そのあたりも腹をぶち割って論議していただきたい、こう思いますが、いかがですか。それとも、それは向こうも分かっていて言っているのですか。

○（土木）田中主幹

新しい病院の基本構想というものが示されたと聞いております。そういう中で、道路の取扱いについて、正直言いまして、どのような中身の部分かということについて、実際、詳細は私どもは押さえておりませんが、いづれにしても、そういう患者の道、もしくは、あそこの住宅二十何軒の道路、そういう中で確保することが大前提だと思いますので、そういうことを踏まえて、引き続き調整を図っていきたいと思います。

○武井委員

あそこの人たちが安心して生活できるようにしてあげてください。

◎市道幸町病院線について

その次も道路のことなのです。

市立第二病院の下通りになるのですが、これには話が三つありますので、それぞれの立場でご答弁ください。

一つは、前提になるのは、第二病院の下通りの市道幸町病院線は、妙源寺前通線と接続していた道路なのです。これを、古い隔離病棟を造ったときに、渡り廊下をつくるためにぶった切ったのです。そして、地域住民の説明会のときには、「この隔離病棟の使用が終わったときにはつなぎます。」と、こういう説明をしているわけなのです。

そして、志村市長のときに、私がこの話をしたら、それは悪かったということで、仮の道路をつくってくれたのです。今の倉庫のわきに、わざわざ白い石粉を持ってきて、20センチぐらいの高さにずっと積んで、雨が降っても汚れないようにつくってくれた。これは夏の間はいいのですが、いつの間にやら、今年の冬なんかは通行止めにし

てしまったのです。これでは困るのです。最初的时候はよかったのです。通行止めはしなかったのですけれども、今年は通行止めにして、まだ通行止めです。

小樽市は、妙源寺前通との分断を図ったときに、現在の道路を代わりにつくってくれたのです。これは、たしか昭和53年だと思いますが、市道認定になっているわけです。当時、桜井定雄さんが建設委員長をやっていたときだと私は思っています。

こういうふうにできた道路です。したがって、非常に臨時的にできた道路のために、現在の道路はものすごく急です。ほんのわずかな、10メートル足らずの短い区間なのですから、ものすごく急で、普通のお年寄り歩ける状況でない。車は何とか降りていきますけれども、車はどうってことはないと思うのです。

ただ、お年寄りがかわいそうなのです。私の歌に、「手を出したら、おばあちゃんに手をたたかれた。」という歌があるのです。上から降りてくるおばあちゃんが滑りそうだから、私が手を出してやったら、ばんと手をはねられて、何か、出した手のやり場がなくて困ったことがあるのですけれども、それぐらい急な道路です。

ですから、この意味は、今の志村市長がつくってくれた道路を、早く開通してほしいというのがまず一つです。

それから二つ目は、何とかして早く妙源寺前通につなげてほしい。隔離病棟も新たにできましたし、連絡通路さえとてしまえば、倉庫はそのまま生きるわけです。

それもできないということで、どうしても冬になれば閉鎖しなければならないとか、そういうことであれば、今の10メートルぐらいのところはヒーティングをしていただかなければ困る。

こういうことで、説明をした以上は、説明をきちっと果たしてもらいたい。地域住民にそういう説明をした以上は、それはぜひとも果たしてほしいということを申し上げますが、それぞれの立場で、この三つの対策についてご答弁ください。

○土木部次長

今、お話があった、当面の問題と、元あった道路の問題など三つの問題ですが、当然、病院の施設との関係がございまして、このお話をお聞きした段階で、病院の事務局長ともお話をしておりまして、どちらにしても、病院施設がどう整理できるのか、それとのかかわりあいでは逆に、現道、振りかえた道路を当面どういうふうにするか、この辺あたり、トータルで病院関係者とも、もう一回詰めていただいて、土木部としての整理をしてみたいというふうに思いますので、もう少し時間を貸していただきたいと思います。

○武井委員

そういう整理ですから、これ以上は言いませんが、ぜひとも、できるだけ早くやっていただきたい。

それからもう一つは、第二病院の裏、妙源寺前通から、なえぼ公園に行く道路の角に、市があ道路をつくるときに土止めかなんかのつもりで植えた松の木ではないかと思いますが、大きな松の木が3本あります。この松が、全部、根っこの下まで土が崩れています。あそこの近所の人は、いつ木が倒れてくるのかというふうに危機感を非常に持っているのです。

あそこはおそらく市の用地なのです。市がなえぼ公園を買ったわけですから、市の用地だと思っています。したがって、市の方で、切るなら切ってもらっても結構です。なえぼ公園の入り口でもあるし、木を大事にするのであれば、土止めかなんかして、倒れる不安がなくなるような方策をとってほしい、これが住民の声です。いかがですか。

○（土木）田中主幹

現地の状況が分からないものですから、市有地ということもありまして、その土地関係も調べましたし、早急に現地対応をしたいと思います。その辺、ちょっと状況を確認したいと思います。

○武井委員

お願いいたします。

◎総合除雪の成果について

次は、今年初めて民間委託をしました除排雪ですが、反省会なども開くということを、昨日もご答弁されていましたが、この反省会に臨むに当たって市の理事者が、今、考えていること、その反省会に臨む考え方、成果と結果についてお述べいただきたいと思います。

○（土木）土木事業所長

今回、初めて実行いたしました総合除雪の成果と結果というお話でございますけれども、今回の改正に当たりましては、これまで39項にも及ぶ分散していた発注を、できるだけ一つにまとめるということで、ロスのない除排雪業務ということを、目指してやってきたわけでございます。市の受取り方としては、少雪で完全な検証はできてはいないのでございますが、ある程度、業者の迅速な対応が、できていたのではないかとこのふうには思っております。

また、一つの柱でございます業者の自主管理といいますか、主体性を大事にしたいということで、基準なんかも分かりやすく整備を行ったわけでございますけれども、そういう基準の浸透という部分を再度検証して、各ステーションごとに、構成員の動きがどうであったかという部分を、JVとして一度集約してほしいということもお願いしておりますので、この辺の各構成員の浸透度合いについては、検討会の中で聞かせていただきたいなと思っております。

それと、もう一つには、市の職員をステーションに張りつけないで、土木事業所の中で、それぞれの担当するステーションを管理監督していただいたわけでございますけれども、この目的としては、一つには、市の職員の事務の負担軽減、それと、春にかけての工事の早期発注ということを目的としてやったわけでございますが、この部分につきましては、ゼロ市債の発注が、昨年よりも前倒して発注することができたのかなというふうに思っております。

○武井委員

いいことづくめのような気もいたしますけれども、僕らも直接市民から聞きます。あるいは業者で入ってきた人たちに聞きますと、何しろ、私たちは出たくても市の方では出れという号令が出ないのだ、だから、私たちは出たくても出られないでいるのだという言葉を耳にします。これは、市の予算が大変だから、なかなか出れという号令がかからないのではないかと思います。やってくれば去年よりはいいのだけれども、やるまではなかなか腰が重い、こういうような言葉を市民から聞きます。

それは、それぞれ立場立場でもって努力している結果が、そういうふうになったのだらうと思いますので、ぜひとも、この反省会の中でじゅうぶん論議を尽くして、プラス面は伸ばしていただく、マイナス面はカバーしてもらう、こういうふうにやっていただきたいと思います。いいですね。

○土木部次長

誤解をされていると困るのですが、基本的に、昨日もご答弁申し上げましたが、入札の設計書の、積雪量は5.6メートルで計算をしているわけですから、逆に言うと、出動基準なり路面管理基準というものを明示していますので、その状態の中で出てほしいということ以外は言っておりません。ですから、雪が降っているのに、お金がないから出るなということではありません。

というのは、5.6メートル分のお金をやりますという契約をしているわけですから、逆に言うと、業者さんが出ないで5.6メートル分のお金をもらおうとすれば、業者が出ないで浮かそうということがあったにしても、うちの方は、そういう路面管理を維持してもらうということで、そういう状態になっていないから、もう一回出てくださいということは、何回かあったように記憶していますが、基本的には、お金を浮かせるために出るな出るなということを言っている現状にないということだけはご理解いただきたい。

今回、雪が少なかったこともあって、耳にするのは、ややもすると、役所がみんな抑えているというふうにな

れるのですけれども、決してそういうことはやってごさいません。何度も言うように、お金は 5.6メートル分を用意してありますので、それだけ降ったら、それだけの分、出ていただければ結構だ、こういうことでやっておりますので、ひとつ誤解のないようにお願いしたいと思います。

○武井委員

誤解をしたいのですが、今年は、昨年に比べたら、恐らく皆さんも体験があると思うのですけれども、市民から来るのは、まくり上げるのはやると言うのです。排雪をしないと。排雪といいますか、雪を飛ばしてまくり上げることはよくやってくれたと。確かに、砂留線なんかもそうですが、ものすごく高い線まで吹き上げた。あるいは元屠殺場の所の路線もそうです。

ところが、昔は排雪をしてくれたのですが、それはしてくれないというのです。恐らく、この辺の地域の人たちは、再三、事業所の方にも言ったと思います。その結果、取ってくれたというようなことで、誤解をしたのはこのあたりで、 5.6メートルまで出ていけという号令は、あまりかけていなかったのじゃないかなという気がしますので、誤解をしました。

○土木部次長

その部分は、除雪という問題よりも、排雪については、市と業者との協議ということになっておりますから、当然、現状の雪の高さとか現場も含めて、やることになります。どんどん雨が降ったり、天気が良くて解けている現状の中で排雪をすると、逆な意味で、住民から、解けている雪を持っていくということで、お金が余っているのかという話があるのです。それで、私どもとしては、業者さんとの協議をしながら、判断の中でそういうことをした部分はございますけれども、その部分であるとすれば、誤解というか、そういう実態はあろうかと思います。

○武井委員

排雪をしないと、ドライバーの人たちは、ぐっと前に出ないと視野が妨げられて、非常に危ない思いをしたということも聞いた。私自身も毎日車で通っているのですから、それはありました。ですから、ふだんよりはちょっと排雪について号令をかけていないなというふうな思いがしました。だから、市民の言う言葉も、事実、間違いないなと思っていました。

さっきも言ったように、除雪でも、確かにきれいにやってくれたということについては評価しています。けれども、今の排雪関係については、まくり上げるのは上手だけれども、なかなか持っていつてくれないというのはありました。これは誤解でも何でもなく、私の体験ですから、そういうふうに了解してください。

それで、お願いというか、毎年のことなのですが、さきほど雪捨て場の問題の話がありました。毎年毎年、屠殺場の跡地に雪を投げてもらっているのです。これは非常にご努力していただいて、あそこの所の運営を町内会に任せて、町内会が管理している所なのです。

これは部長はよく知っていると思いますけれども、雪が解けますと、ブルだとかトラックが雪投げをしたタイヤの跡などで、せっかく整地してきちんとなっている土地が、溝で大変になるわけです。これは雪の解けぐあいを見て、きちっとまた整備をしてほしい。これだけは申し上げておきたいのですが、いかがですか。

○（土木）土木事業所長

元屠殺場の所に今年も雪を投げさせていただきました。これから私どももそこに入りまして、雪が解けた跡を見させていただいて、町内会の役員の方とも協議して、どんな手当が必要なのかなと私どもの方でも検討して措置したいと思います。

○武井委員

水道局にせっかく通告したのだけれども、時間の関係で、まだできなくなりました。これで2回目なのですが、申し訳ないと思っています。

◎厩里沢踏切の拡幅改良要請の陳情について

土木部の鈴木課長に一つお願いして終わりたいと思います。

これは、この委員会でも非常に苦しいのです。いつもいつも論議している問題なのですが、柎里の踏切の問題です。

これは課長もご存じのように、いつまでも継続継続で、今度は、副委員長は言わないと思うのだけれども、いつまでも継続にしておくのだということも言われますが、ＪＲからの見解も、これからの踏切は立体交差が原則なのだと。それから、朝里の柎里の踏切はホームをカットしなければだめだ、したがって、改修工事が必要だと。それから、もし、東側の方の柎里を拡幅して工事をしたら、西側の方は辞めて１か所に集約したいのだということです。それから、３００メートルほどの道路をきちっと改修しろと。それにはロードヒーティングも必要だし、竹内さんの家を引っ越しさせなければならないという大きな問題もあります。

こういうようなことで、せっかくなのだけれども、要望には当てはまらないというような趣旨の見解が来ています。こういうことで、ほとんど不可能なような状況なので、陳情についても、いつまでも市民に期待感を持たせておいても酷じゃないかなと私は思っています。あと１年、ほったらかしておいて、自然淘汰させるのを待っているということでは困ると思うのです。ですから、ご見解のほどをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○（土木）建設課長

これまで何度かご説明もしましたし、質問にもお答えしてきたのですが、私としましては、終始一貫して答えは変わっていないつもりなのです。最初から、委員が、今、おっしゃったような理由、こういったものが全部ＪＲからも来ていますし、我々としても、現実的にはもう無理だなと思っています。ただ、言葉遣いとして、あえて不可能という言葉を使ってくれというのであれば、今日、改めて現実的には不可能です。

○副委員長

それでは、ご協力に感謝をいたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後４時４０分

再開 午後５時１５分

○副委員長

それではこれより一括討論に入ります。

最初に民主党・市民連合。

○武井委員

民主党の態度を表明いたします。

まず、議案ですが、議案第５５号、第５６号、これは可決です。

陳情、請願中、陳情第１３号は採択、第２１号、第５２号は不採択、その他の請願、陳情は継続です。

考え方を若干申し上げます。

陳情第１３号は、さきほども私の方で意見を述べましたが、長橋３丁目２１番、２２番付近の道路の設置方で、これは、今、病院の手続が１０月に向けて取組をされているそうですが、土木部だけでなく、保健所の方にも私は問い合わせをしましたけれども、そういう方向について努力いたしますというようなことでございますし、私も、２８軒の方々が袋のネズミになったら困るという立場はじゅうぶん承知しています。したがって、これは採択をすべきだと思います。

陳情第21号、第52号、これは私も幾度か調査もしましたし、意見も述べてきましたが、さきほども四つの条件を出しましたけれども、どれを見ても不都合で、たとえこちらの方ができたとしても、今度は、小樽側の方の大勢の方々、現在利用している方が閉じられるということになれば大変なことでございます。

また、建前、原則としては、この陳情箇所は立体交差が正しいという方向です。ましてや、ホームを全部崩してこれをつくったら7億円ぐらいかかるのではないかということさえ聞いています。とてもじゃないが、これは実現不可能で、何としても、小樽寄りの西側の踏切が閉ざされるということではどうしようもないことでございます。利用者は向こうの方が非常に多いわけですから。そういう意味も含めて、これは現実離れしているということで、私は不採択を主張いたします。

その他の請願、陳情については、ほとんどがロードヒーティングの問題ですので、これも、これからじゅうぶん論議をしながら、何とか、めどをつけたいと考えていますが、現状の中では、優先度その他のこともいろいろあると思いますし、現在は継続が妥当だろうというふうに思いますので、継続を主張します。

なお、詳細については本会議で述べたいと思います。

以上です。

○副委員長

続いて、市民クラブ。

○松本（聖）委員

本委員会に付託されております案件、議案に対する態度を表明するに当たりまして、一言討論いたします。

陳情第21号並びに第52号、これはいずれも、市道柵里沢線と交差するところのJR北海道の踏切の拡幅対応についてでございますけれども、ただいまの質疑の中で、理事者側からも、事実上不可能である旨のご答弁をいただいております。また、直接の関係者でありますところのJR北海道さんの意見としても、これは極めて難しい問題であると。そういうことから総合的に判断いたしまして、また、長く陳情者に返答を差し上げない、いつまでも継続ということもいかなものかと思ひますし、議会としても態度をはっきりさせたいという気持ちからも、この二つの陳情に関しましては不採択を主張いたします。

その他の議案、請願、陳情につきましては、議案は可決、陳情、請願につきましては、願意が妥当であると判断いたしますので、採択を主張いたします。

詳しくは本会議において討論させていただきます。

○副委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず最初に、陳情第13号、第21号、第52号について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号について一括採決します。

いずれも継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、議案第55号、第56号について採決いたします。

原案どおり可決とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長

異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。